

平成 20 年 度

福井県の建築住宅行政

福井県土木部建築住宅課

はじめに

本県では、県民の「暮らしの質」の向上を目的に、「元気な社会」、「元気な産業」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンからなる「福井新元気宣言」を掲げ、福井の豊かさや住みやすさを基本として、新しい時代にふさわしい「生活の質」を生み出し、「楽しみ」や「喜び」をもって暮らせる理想県を目指しています。

近年、住宅を取り巻く環境は、量から質への転換、少子・高齢社会の急速な進行、安全・安心に対する意識の変化、循環型社会の形成など大きく変化しており、多様な対応が求められています。

こうした中、国においては、これまでの住宅政策を担ってきた住宅建設計画法を抜本的に見直して、住生活をめぐる諸課題に対処し、今後の新たな住宅政策の方向性を示す制度的枠組みの整備を図るために「住生活基本法」を制定しました。

本県においても、「ゆとりある豊かな住生活の実現」を基本理念として、住宅・宅地マスタープランを策定し、「健康長寿ふくい」にふさわしい住まいづくり・まちづくりを目指して住宅・宅地政策に取り組んでいます。

本書は、本県における建築住宅行政の現状をまとめたものですが、多くの方々にご活用いただき、今後の建築住宅行政の推進に少しでも役立てていただければ幸いです。

平成20年8月

福井県土木部建築住宅課長 山口 峰穂

目 次

I	行政組織と事務分掌	
1	建築住宅行政組織の変遷	1
2	組織図	2
3	建築職の職員数	2
4	建築住宅行政の所掌事務	3
5	所管する条例・規則・要綱の一覧	4
6	建築行政関係の附属機関	5
7	特定行政庁の所轄区域	6
8	福井県の位置および都市計画区域図	7
II	所管事業の概要	
1	【建築住宅課の事業体系(グループ別)】	8
2	【建築行政の概要】	10
3	【住宅行政の概要】	13
	参 考 資 料	
1.	【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	23
2.	【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	24
3.	【建築確認・許可等取扱件数】	25
4.	【道路位置指定件数】	29
5.	【定期調査等の報告件数】	30
6.	【県下の着工建築物の状況】	31
7.	【建築協定認可一覧】	36
8.	【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	36
9.	【二級・木造建築士試験結果等】	37
10.	【市街地再開発事業実施状況】	38
11.	【建築物における旧ハートビル法による認定件数】	39
12.	【省エネ法届出・受理件数】	39
13.	【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	40
14.	【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	41
15.	【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	42
16.	【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】	43
17.	【住宅政策の取り組み状況】	44
18.	【住宅・土地統計調査および住宅需要実態調査】	45
19.	【福井県持家づくり資金利子補給選定件数】	46
20.	【福井県良質住宅普及促進事業選定件数】	47
21.	【福井県ゆとりと安心の住まい支援事業選定件数】	47
22.	【木造住宅耐震診断促進事業 診断実績戸数】	47
23.	【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】	47
24.	【住宅市街地基盤整備事業実績】	48
25.	【住宅金融公庫融資住宅建設状況】	50
26.	【特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅(民間建設型)の建設戸数】	51
27.	【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	51
28.	【公営住宅等管理戸数】	52
29.	【県営住宅の管理戸数】	53

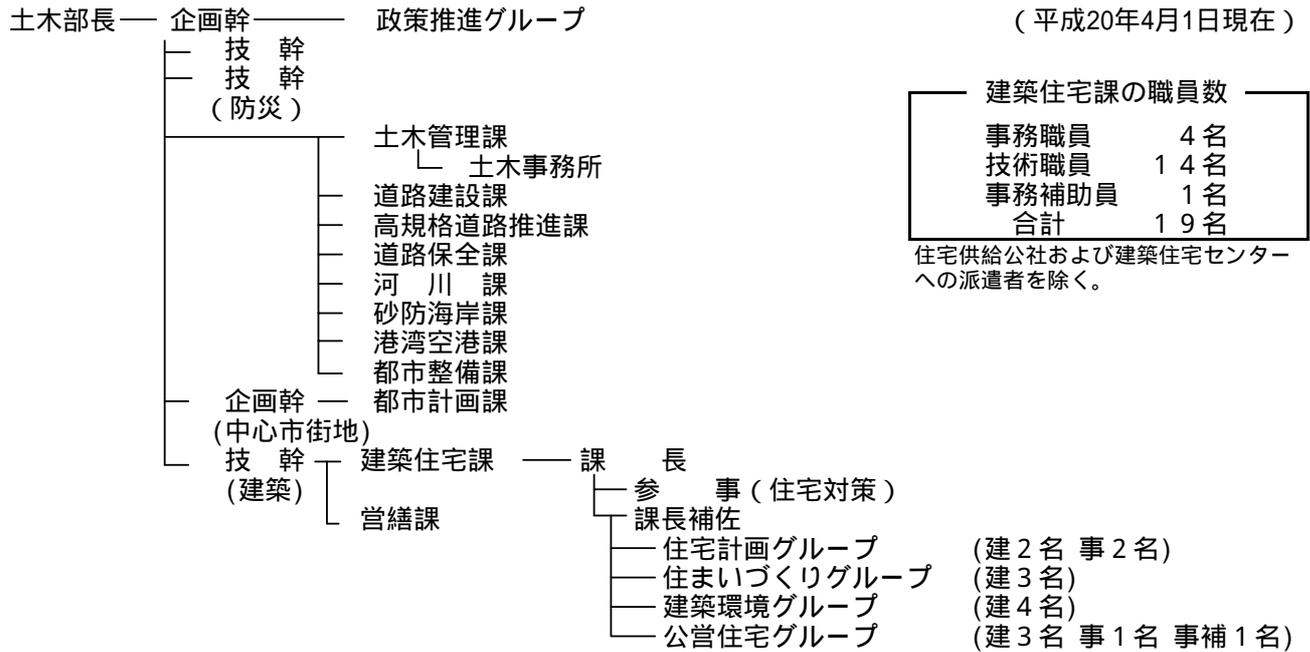
行政組織と事務分掌

1. 【建築住宅行政組織の変遷】

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)	
21					内務部総務課(営繕)	
22	4.5		2.5 竹内佐平治	25	土木部建築課(戦災復興院 福井建築出張所)	総務部庶務課営繕係
23				72	総務係	営繕係
24				67	指導係	第一営繕 第二営繕
25			6.29 谷口 治郎	50	第一指導 第二指導	
26				50	資材係	
27				50	住宅係	
28			9.17 佐田 強	49	企画係	
29				47	庶務	
30	4.23			47		
31		羽根盛一		43		
32				38		
33				39	審査	
34	4.23			39	指導	
35				39		
36				40		
37				42		
38			6.1 河野 務道	41		
39			11.1 宇野 喜之	40		
40				40	住宅第一 住宅第二 住宅第三	第一営繕 第二営繕 第三営繕
41				40		
42	4.15			42	指導	工査
43			4.1 熊谷 照蔵	40	住宅	設計
44				41	住宅管理	工事第一 工事第二
45				45	都市開発	工管第一 工管第二
46			4.1 瀬田 精一	50	建築指導	設備
47				53		
48				57		
49				37		
50				37		
51				32		
52		中川平太夫	4.1 瀬田 (事務取扱)	32	審査指導	
53			4.1 佐野 英雄	25		県庁舎建設事務局
54				27		
55				27		
56				27		
57				28		
58			4.1 佐野 (事務取扱)	26		
59				24		
60			4.1 林 恒男	23		
61				24		
62			4.1 林 (事務取扱)	24		
63	5.12			24		
H元			4.1 池上 博視	22		建築住宅課
2				22		
3			4.1 池上	22	建築企画	
4			4.1 高木 靖夫	22		
5				22		
6				22		
7		栗田幸雄	5.15 高木	22		
8			5.15 伊戸 純孝	22	住宅計画 建築環境 住まいづくり	
9				22	公営住宅	
10			4.1 伊戸	20		
11			4.1 阿戸 元宏	20		
12			5.17 阿戸	20		県立病院建設室
13			5.17 伊藤 幹男	20		5人
14			4.1 伊藤	19		6人
15			4.1 木本 友正	20		6人
16	4.23			20		6人
17		西川一誠	6.1	20		4人
18			4.1 北山太市郎	18		4人
19			4.1 五十嵐稔治	17		4人
20			4.1 五十嵐	17		4人
			4.1 小林登志夫	17		5人
			5.17 小林	17		5人
			5.17 宗澤 公夫	18		5人
			4.1 宗澤	18		5人
			4.1 山口 峰穂	18		5人

人員には、住宅供給公社への出向者、事務補助員は除く。

2.【組織図】



3.【建築職の職員数】

職 種	技術職員											事務職員	事務補助員	合計	
	建築職										機械職				電気職
所 属 名	技幹	課長	参事	出先課長	GL主任	主任	企画主査	主査	主事	計	機械職	電気職	事務職員	事務補助員	合計
総務部 工事検査課			1							1	1				2
土木部	1	2	2	7	6	12	6	1	10	47	4	5	6	2	64
都市計画課						1			1	2					2
建築住宅課		1	1		4	2	3		3	14			4	1	19
管理職等		1	1							2			1		3
住宅計画グループ					1		1			2			2		4
住まづくりグループ					1				2	3					3
建築環境グループ					1	1	1		1	4					4
公営住宅グループ					1	1	1			3			1	1	5
営繕課		1	1		2	1	1	1	1	8	3	5	2	1	19
土木事務所				7		8	2		5	22	1				23
福井 建築営繕課				1		1			1	3	1				4
三国 建築課				1		2				3					3
奥越 建築課				1			1			2					2
勝山 建築グループ						1				1					1
丹南 建築課				1		1				3					3
今立 建築グループ															
鯖江丹生 建築課				1		1	1		1	4					4
敦賀 建築課				1		1			1	3					3
小浜 建築課				1		1			1	3					3
教育庁 学校教育振興課					1	1				2					2
警察本部 会計課							1	1		2					2
県立病院建設室		1					2			3	1	1			5
福井県住宅供給公社				1						1					1
(財)福井県建設技術公社					1					1					1
福井市建設部		1								1					1
(財)福井県建築住宅センター								1		1					1
合 計	1	4	4	7	8	16	8	1	10	59	6	6	6	2	79

- ・土木事務所名のごシック体は、県営住宅の管理について事務委任している事務所を示す。
- ・建築住宅課の1名は奥越土木を丹南土木の2名は今立土木を、営繕課の1名は建築住宅課をそれぞれ兼務する。
- ・ は、建築住宅課および土木事務所の内訳を表し、内数となっている。
- ・建築住宅課および営繕課の他は、事務職員、事務補助員を除く。

4.【建築住宅行政の所掌事務】

福井県行政組織規則および福井県事務委任規則に基づく主な所掌事務

建築住宅課

- (1) 宅地建物取引業法の施行に関する事。
- (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関する事。
- (3) 地方住宅供給公社法の施行に関する事。
- (4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事。
- (5) 住生活基本法の施行に関する事。
- (6) 住宅地区改良法の施行に関する事。
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事。
- (8) 独立行政法人住宅金融支援機構法による建築住宅の審査に関する事。
- (9) 建築基準法の施行に関する事。
- (10) 建築士法の施行に関する事。
- (11) 新住宅市街地開発法の施行に関する事。
- (12) 都市再開発法の施行に関する事。
- (13) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事(建築物に係るものに限る)。
- (14) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事(建築物の分別解体等に係るものに限る)。
- (16) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に関する事。
- (17) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事(建築物に係るものに限る)。
- (18) 建築に関する統計、調査および企画に関する事。
- (19) 公営住宅法の施行に関する事。
- (20) 県営住宅およびその附属施設の管理および処分ならびに貸付料の徴収に関する事。
- (21) 福井県建築審査会および福井県建築士審査会に関する事。
- (22) 福井県住宅供給公社に関する事。
- (23) 前各号のほか、建築に関する事。

土木事務所の建築課(グループ)・建築営繕課

- (1) 建築基準法の施行に関する事。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事。
- (3) 都市計画法に基づく開発行為に関する事(福井土木事務所を除く)。
- (4) 県営住宅および共同施設の管理に関する事(福井・敦賀土木事務所、丹南土木事務所今立土木部を除く)。
- (5) 市町村営住宅等建設工事の現地検査に関する事。
- (6) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定に関する事。
- (7) 建築士法の施行に関する事。
- (8) 県有建物の設計および監理に関する事。
- (9) 県有建物の営繕工事に関する事。
- (10) 前各号のほか、建築に関する事。

5.【所管する法令・条例・規則・要綱の一覧】

平成20年4月1日現在

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
計 建公	職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令	S40.12.14	訓令 第34号
	福井県手数料徴収条例	H12.3.21	条例 第2号
住 建公	土木部所管補助金等交付要綱	S46.7.20	
	福井県持家づくり利子補給金交付要綱・要領	S61.5.26	
住	福井県良質住宅普及促進事業補助金交付要領	H15.7.16	
住	福井県ゆとりと安心の住まい支援事業補助金交付要領	H18.4.1	
住	木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等）補助金交付要領	H20.4.1	
住	木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）補助金交付要領	H20.4.1	
住	木造住宅耐震化促進事業（建替）補助金交付要領	H20.4.1	
住 建	福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業補助金交付要領	H16.8.10	法律 第176号
	市街地形成推進事業補助金交付要領	H6.2.7	法律 第152号
計 建	宅地建物取引業法	S27.6.10	法律 第77号
	積立式宅地建物販売業法	S38.7.16	規則 第15号
計	不動産特定共同事業法	H6.6.29	規則 第16号
計	宅地建物取引業法施行細則	S40.3.31	法律 第124号
計	宅地建物取引業者名簿等の閲覧規則	S40.3.31	規則 第64号
計	地方住宅供給公社法	S40.6.10	法律 第149号
計	租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅認定事務施行規則	S49.12.28	法律 第78号
計	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	H12.12.8	法律 第134号
計	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	H14.6.19	法律 第61号
計	新住宅市街地開発法	S38.7.11	法律 第84号
住	住生活基本法	H18.6.8	法律 第32号
	住宅地区改良法	S35.5.17	法律 第86号
住	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法	S46.4.1	法律 第41号
住	農住組合法	S55.11.21	法律 第81号
住	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	H10.4.17	法律 第26号
住	住宅の品質確保の促進等に関する法律	H11.6.23	法律 第52号
住	高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13.4.6	
住 公	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H5.5.21	
	福井県地域優良賃貸住宅（高齢者型）制度要綱	H20.3.3	
住	福井県地域優良賃貸住宅（一般型）制度要綱	H20.3.3	
住	福井県地域優良賃貸住宅（高齢者型）整備促進事業補助金交付要領	H20.3.3	
建	建築基準法	S25.5.24	法律 第201号
建	建築土法	S25.5.24	法律 第202号
建	都市再開発法	S44.6.3	法律 第38号
建	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	H18.6.21	法律 第91号
建	建築物の耐震改修の促進に関する法律	H7.10.27	法律 第123号
建	福井県建築基準条例	S36.4.7	条例 第21号
建	建築基準法施行細則	S47.4.25	規則 第41号
建	建築基準法第22条の規定による区域	S47.4.21	告示 第401号
建	建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則	S26.3.30	規則 第9号
建	福井県建築審査会条例	S25.11.18	条例 第74号
建	建築土法施行細則	S25.11.13	規則 第99号
公	公営住宅法	S26.6.4	法律 第193号
公	福井県営住宅条例	H9.3.21	条例 第3号
公	福井県営住宅条例施行規則	H9.6.30	規則 第48号
公	県営住宅監理員事務取扱要領	H10.4.1	
公	県営住宅管理人事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅単身入居事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅外国人入居事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅集会所（室）管理要領	S64.1.1	
公	福井県営住宅増築承認事務要領	H2.4.1	
公	福井県営住宅承継承認事務処理要領	S59.11.15	
公	県営住宅にかかる住宅交換に関する特定入居事務取扱要領	S58.7.1	
公	福井県営住宅建替事業に伴う事務要領	S56.8.26	
公	高額所得者に対する処置の実施要領	S59.3.22	
公	支払命令等の申立手続に関する事務処理要領	S59.3.1	
公	福井県営住宅入居決定にかかる公開抽選実施要領	H11.11.1	
公	福井県営住宅家賃滞納整理事務要領	H15.5.22	
公	災害等による県営住宅の一時使用に関する取扱要領	H16.7.22	
公	福井県営住宅優先入居事務取扱要領	H17.4.1	

〔 : 福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律〕

○ : 福井県条例規則集に登載巻号数〕

6.【建築行政関係の附属機関】

[地方自治法第 202 条の 3 関係]

名 称	分 担 す る 事 項	任命区分	委 員	任 期 (2 年 間)
福 井 県 建築審査会 S25.11.18 設置	建築基準法に関する特定行政 庁または建築主事の処分につ いての審査請求に対する裁 決、用途地域内の建築許可等 に対する同意についての議 決、特定行政庁の諮問に応じ て、同法の施行に関する重要 事項の調査審議および関係行 政機関に対して建議する。 〔建築基準法第 78 条～ 83 条〕 〔福井県建築審査会条例〕	行政	池上 博視	H19.8.22 ～ H21.8.21
		建築	五十嵐釣有	H19.8.22 ～ H21.8.21
		公衆衛生	河北美紀子	H19.8.22 ～ H21.8.21
		建築・都市計画	櫻井 康宏	H19.8.22 ～ H21.8.21
		法律	三田恵美子	H19.8.22 ～ H21.8.21
福 井 県 建築士審査会 S25.12.6 設置	知事の諮問に応じて、二級建築 士または木造建築士に関する 重要事項を調査審議し、および 当該事項について関係行政庁 に答申する。その他建築士法に 基づく権限を行う。 〔建築士法第 28 条～ 34 条〕	建 築 士	高木 靖夫	H20.4.1 ～ H22.3.31
		〃	伊藤 幹夫	H20.4.1 ～ H22.3.31
		〃	岸水寿美江	H20.4.1 ～ H22.3.31
		〃	羽場 千尋	H20.4.1 ～ H22.3.31
		〃	馬淵 亮一	H20.4.1 ～ H22.3.31

(注 1) は会長

任 期：2 年 間

(注 2) 福井県宅地建物取引業審議会は平成 10 年度をもって廃止された。

7. 【特定行政庁の所轄区域】

建築基準法（昭和25年5月24日公布、昭和25年11月23日施行）

特定行政庁	建築 主事 人数	所 管 区 域 コ-ド 市 町 村 名	面 積		人 口		人口密度 (人 / km ²)	世帯数		
			(km ²)	対県全体 比 (%)	(人)	対県全体 比 (%)		(世帯)	対県全体 比 (%)	
県	福井土木	1名	322 永平寺町	94.34	2.3	20,509	2.5	217.4	6,885	2.5
	三国土木	1名	208 あわら市	116.99	2.8	30,669	3.8	262.2	9,856	3.6
			210 坂井市	209.91	5.0	92,361	11.4	440.0	28,786	10.5
			小 計	326.90	7.8	123,030	15.1	376.4	38,642	14.1
	奥越土木	1名	205 大野市	872.30	20.8	36,464	4.5	41.8	11,182	4.1
	勝山土木部	1名	206 勝山市	253.68	6.1	26,129	3.2	103.0	7,947	2.9
	丹南土木	1名	209 越前市	230.75	5.5	86,786	10.7	376.1	28,287	10.3
			404 南越前町	343.84	8.2	11,803	1.5	34.3	3,490	1.3
			小 計	574.59	13.7	98,589	12.1	171.6	31,777	11.6
	今立土木部	1名	382 池田町	194.72	4.6	3,204	0.4	16.5	1,033	0.4
	鯖江丹生土木部	1名	207 鯖江市	84.75	2.0	67,422	8.3	795.5	21,011	7.7
			423 越前町	152.93	3.7	23,333	2.9	152.6	6,720	2.4
			小 計	237.68	5.7	90,755	11.2	381.8	27,731	10.1
	敦賀土木	1名	202 敦賀市	250.75	6.0	67,960	8.4	271.0	26,248	9.6
			501 若狭町の部	178.65	4.3	16,267	2.0	91.1	4,807	1.8
			442 美浜町	152.32	3.6	10,662	1.3	70.0	3,756	1.4
小浜土木	1名	204 小浜市	232.86	5.6	31,303	3.8	134.4	11,292	4.1	
		501 若狭町の部	178.65	4.3	16,267	2.0	91.1	4,807	1.8	
		481 高浜町	72.10	1.7	11,268	1.4	156.3	3,997	1.5	
		483 おおい町	212.21	5.1	8,973	1.1	42.3	3,312	1.2	
本庁2名	11名	16市町	3,653.10	87.2	545,113	67.0	149.2	178,609	65.1	
市	福井市	3名	201 福井市	536.17	12.8	268,210	33.0	500.2	95,843	34.9
合計	14名	17市町	4,189.27	100.0	813,323	100.0	194.1	274,452	100.0	

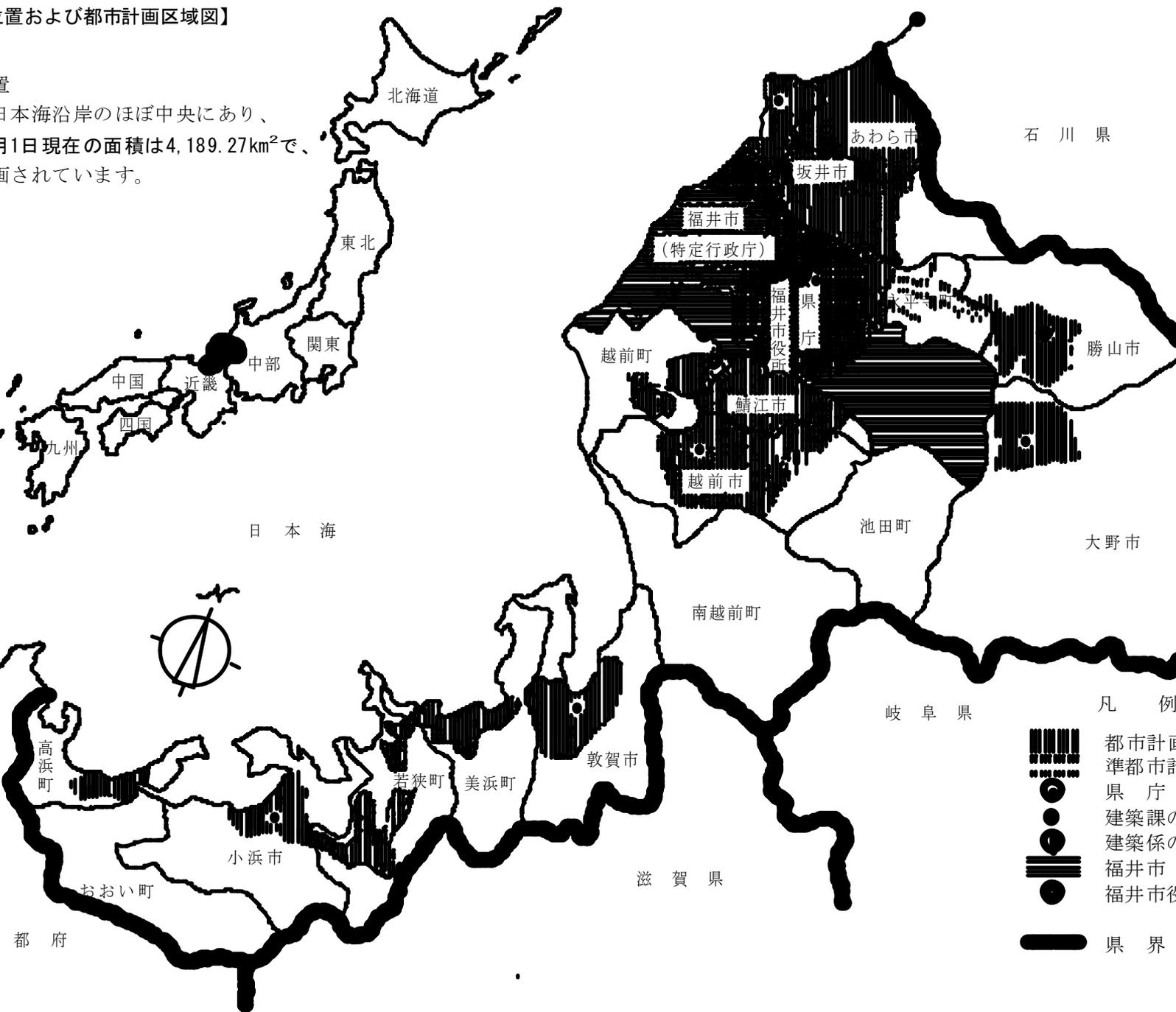
所 轄 区 域 : 建築基準法施行細則第2条、福井県行政組織規則第177条による。

デ ー タ の 基 準 日 : 面積については平成18年10月1日(国土交通省国土地理院、面積には湖沼の面積も含む。)と出典

人口・世帯数については、平成20年5月1日(福井県総務部情報政策課)。

【位置および都市計画区域図】

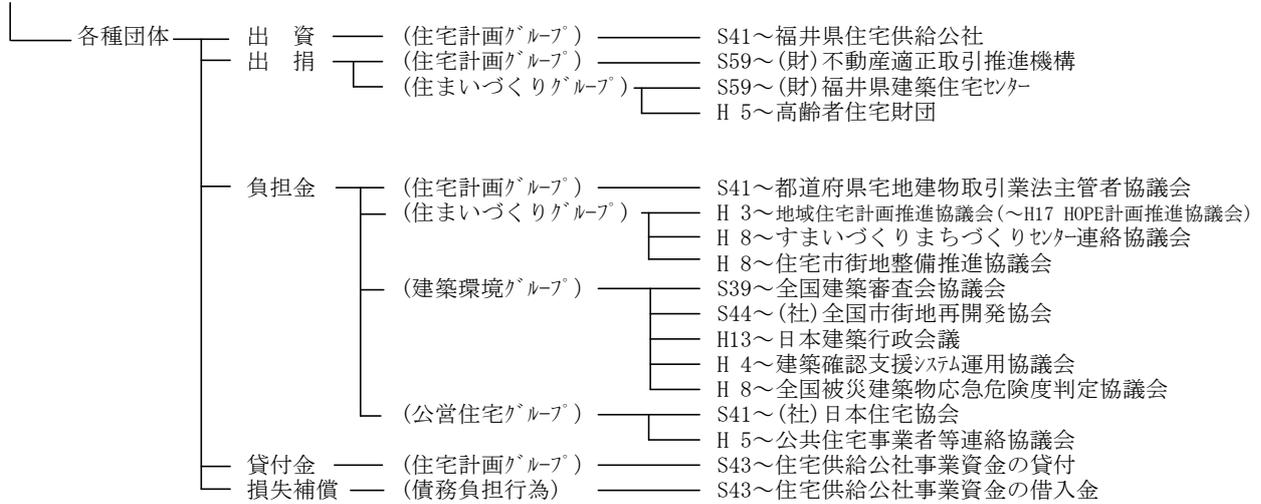
位置
日本海沿岸のほぼ中央にあり、
平成11年1月1日現在の面積は4,189.27km²で、
人口は約10万人と推定されています。



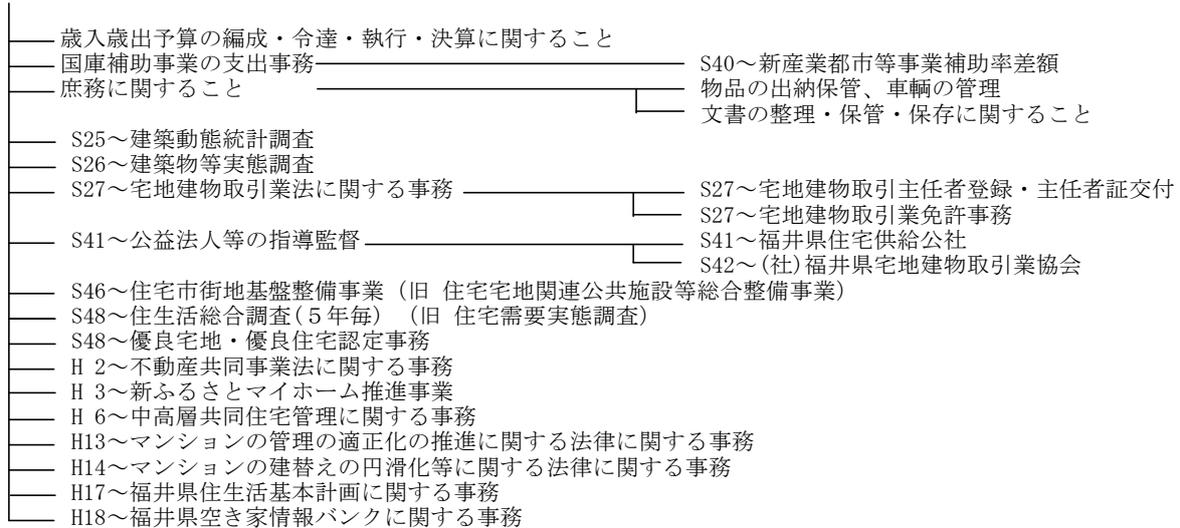
II 所管事業の概要

1. 【建築住宅課の事業体系(グループ別)】

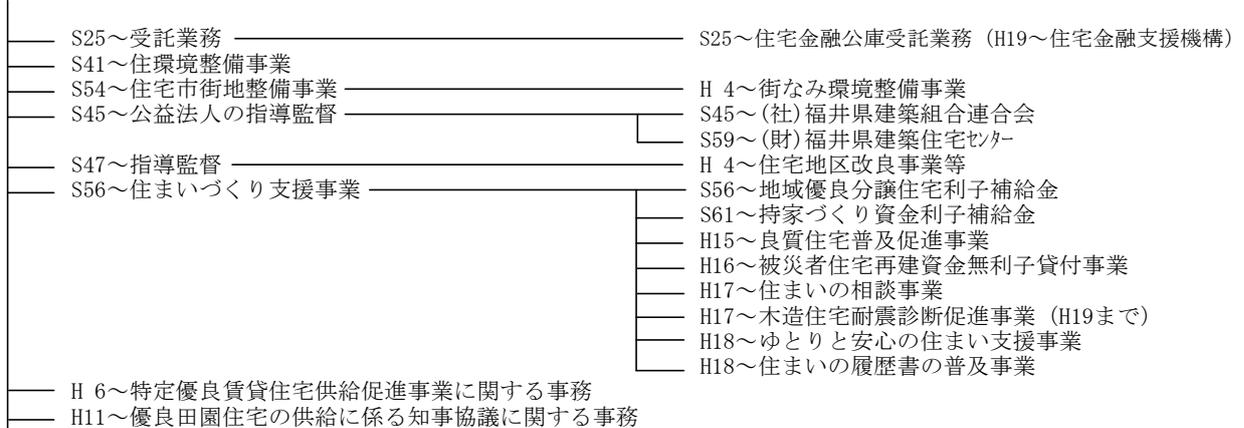
★共通



★住宅計画グループ



★住まいづくりグループ



— H11～住宅の品質確保の促進等に関する法律の普及	
— H13～高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	
— H20～木造住宅耐震化促進事業	
— 関係協議会	— S56～全国住環境整備事業推進協議会
	— S62～農住組合推進協議会
	— S62～全国木造住宅振興協議会
	— H 3～HOPE計画推進協議会(地域住宅計画推進協議会)
	— H 8～すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会
	— H 8～市街地住宅整備推進協議会
	— H15～住まい・まちづくり活動推進協議会

★建築環境グループ

— S25～建築基準法に関する事務	— 建築許可・建築物認定・建築協定認可
	— S25～福井県建築審査会
	— S61～建築物等定期報告推進業務
	— H 6～建築確認システム〇A化事業
— S25～建築士法に関する事務	— S25～建築士登録・免許証交付事務
	— S25～建築士事務所登録
	— S25～福井県建築士審査会
— S27～公益法人の指導監督	— S27～(社)福井県建築士会
	— S52～(社)福井県建築士事務所協会
— S44～市街地再開発等の促進	— S44～市街地再開発事業
	— H 6～優良建築物等整備事業
	— H12～都市再生推進事業
— S47～がけ地近接等危険住宅移転事業	
— H 6～バリアフリー法(旧ハートビル法)に関する事務	
— H 7～耐震改修促進に関する事務	
— H 7～震災建築物応急危険度判定士登録制度、応急危険度判定講習会	
— H 8～福井県福祉のまちづくり条例に関する事務	
— H14～建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事務	
— H15～省エネ法に関する事務	
— H16～安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務	
— 関係協議会	— H11～福井県被災建築物応急危険度判定協議会

★公営住宅グループ

— S26～公営住宅整備事業	
— S26～県営住宅管理業務	— 入居者管理・収入調査
	— 使用料徴収・滞納整理事務
	— 共同施設整備事業
	— 県営住宅計画修繕・用途廃止
	— 県営住宅除却事業
— S44～公営住宅管理定期報告	— S61～公営住宅管理データベース
— S44～公営住宅家賃収入補助	
— S44～公営住宅等家賃対策補助	
— S45～公営住宅建替事業	— 建替促進計画の策定
	— 建替等移転助成事業
	— 公営住宅の用途廃止
— H 6～公営住宅等関連事業推進事業	— 公営住宅ストック総合活用計画等の策定
— H12～公営住宅ストック総合改善事業	— 全面的改善事業(トータルモデル事業)
	— 個別改善事業(耐震改修含む)
— H17～地域住宅交付金	
— H17～地域住宅交付金の交付に関する業務	
— H18～公的賃貸住宅家賃低廉化事業	
— 関係協議会	— S58～福井県公営住宅連絡協議会
	— S49～全国公営住宅等推進協議会
	— H10～全国公営住宅管理協議会

2.【建築行政の概要】

(1) 建築基準法の施行

建築確認申請および建築許可等

法の施行に伴う事務には、建築物が法および関係法令に適合しているか否かを審査および検査する事務と、原則的に禁止されている事項の許可ならびに認定や道路位置指定等、法の運用上必要な業務がある。

この業務を行うため土木事務所に建築主事を置き、県が特定行政庁として確認・許可および認定等を行っている。

なお、昭和53年度より福井市が特定行政庁として、同市管内の法の施行に関する業務を行っている。

また、平成16年5月10日より(財)福井県建築住宅センターが知事指定の確認検査機関として、一定の区域、用途、規模を対象に確認検査業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 3・4 のとおり]

建築物定期報告

建築物の複雑化・高度化に伴い、建築物の適正な維持保全により安全上、防災上および衛生上適切な性能を常時確保することが重要となってきた。このため、県では、建築物の維持保全をより一層確実なものとするため、昭和61年度より、県で行ってきた定期報告制度の事務の一部を(財)福井県建築住宅センターに委託し、同制度の普及を図っている。

[本業務の執行状況は資料 5 のとおり]

建築動態統計調査および建築物等実態調査

・ 建築動態統計調査（建築着工統計・建築物滅失統計）

建築動態統計調査規則に基づき、建築物の着工状況や滅失状況を明らかにするため、国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

・ 建築物等実態調査

建築物の着工状況の実態を把握するため、国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

[本業務の執行状況は資料 6 のとおり]

(2) 建築士法の施行

建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的に一級建築士・二級建築士および木造建築士の制度が確立されている。

建築士試験

建築士試験は、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士および木造建築士については知事がそれぞれ資格試験を実施しているが、一級建築士試験については昭和59年度から、二級建築士試験および木造建築士試験については、昭和61年度から試験の実施に関する事務を(財)建築技術教育普及センターで行っている。

[本業務の執行状況は資料 9(1) のとおり]

建築士免許の登録

建築士になろうとする者は、試験に合格後、建築士免許を受けなければならない。一級建築士免許の登録および免許証の交付は国土交通大臣が、二級建築士・木造建築士免許の登録および免許証の交付は知事が行っている。

[本業務の施行状況は資料 9 (2) のとおり]

建築士事務所の登録

他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等を行うことを業としようとするときは、一級、二級または木造建築士事務所の登録を受けなければならない。また、この登録は5年ごとに更新しなければならない。

なお、登録業務については、平成6年度より各土木事務所で行っている。

[本業務の執行状況は資料 9 (3) のとおり]

(3) 都市再開発法による市街地再開発事業

低層の木造建築物等が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築および公園・街路等公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創ることが重要となってきた。このため、本事業を行う組合等に対し、国、県および市町が事業費の一部を補助している。

[本業務の執行状況は資料 10 のとおり]

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（建築物におけるバリアフリー法）の施行

高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図るため、不特定かつ多数の者が利用する建築物（特定建築物）の計画の認定事務や指導等を行っている。（平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、新しくバリアフリー法として施行された。）

[本業務の執行状況は資料 11 のとおり]

(5) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の施行

エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、2,000㎡以上の一定の建築物に係る省エネルギー計画書のチェックや変更指示等を行っている。平成18年4月から2,000㎡以上の住宅や大規模修繕等にも省エネルギー計画書の届出が必要となり、また届出をした者は維持保全の状況を3年毎に定期報告することが義務付けされた。

[本業務の執行状況は資料 12 のとおり]

(6) 福井県福祉のまちづくり条例の施行

「福井県福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などを含む全ての人が、自らの意志で自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるために制定され、この条例による「特定施設新築等届出書」等の受付や、整備基準のチェック等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 13 のとおり]

(7) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の災害によって、建物が被害を受けたり貴重な人命が失われたりする事故を防ぐため、がけ崩れにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転する者に対し、国と県および市町が事業費の一部を補助している。

[本業務の執行状況は資料 14 のとおり]

(8) 安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、共同住宅を建築しようとする者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して意見を求めるよう助言し、その旨を警察署長に通知している。

(9) 租税特別措置法による優良宅地、優良住宅の認定事務

良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得課税の適用等優遇措置が定められている。この優良な住宅・宅地の供給に資するため、租税特別措置法に定める一定の基準に適合する宅地造成事業等について、その認定事務が宅地規模により知事または市町長に委ねられている。

[本業務の執行状況は資料 15 のとおり]

(10) 宅地建物取引業法の施行

宅地建物の円滑適正な取引と購入者等の利益の確保を図るため、宅地建物取引業者の免許制度を実施し、業者の資質の向上と取引主任者の育成等の指導を行っている。また、一般県民に対しては関係機関と密接な連携を図り、誇大広告の取締りを実施して、宅地建物に関する知識等の周知を図っている。

[本業務の執行状況は資料 16 のとおり]

3.【住宅行政の概要】

本県の住宅行政は、地域特性に配慮した持家住宅の普及促進、高齢社会を展望し社会資本としての良質住宅ストックの形成、安全で活力あるまちづくりの実現のため、種々の施策を推進している。

(1) 住宅・宅地マスタープラン策定

本県の住宅・宅地事情やこれらを取り巻く今後の社会情勢を踏まえ、平成17年度に福井県住宅・宅地マスタープランの策定を行った。「ゆとりある豊かな住生活の実現～ひと住まいも健康長寿～」を基本理念とし、健康長寿のふくいにふさわしい住まいづくり・まちづくりを目指していく。

1. (居住性) ふくらしい愛着が持てる住まい
 - ・ふくいにふさわしい住まい
 - ・暮らしに潤いをもたらすゆとりある宅地
 - ・安全な住まい
 - ・二世帯同居と親子近居
2. (社会性) 誇りと愛着が持てるまちづくり
 - ・美しい街なみ
 - ・美しい景観形成のための宅地づくり
 - ・安全安心なまちづくり
 - ・住文化の継承
 - ・住環境教育の推進
 - ・街なか居住
3. (持続性) 持続可能な循環型社会
 - ・空き家の循環
 - ・ニーズに応じた住み替え
 - ・住宅のリフォーム
 - ・環境にやさしい住まい
 - ・住まいの維持管理
4. (安定性) 誰にもやさしい住まい
 - ・福祉部局との連携強化
 - ・高齢者や障害者にやさしい住まい・まちづくり
 - ・住宅困窮者のための住まい
 - ・雪に備えた住まい

(2) 「住宅・土地統計調査」および「住宅需要実態調査」

総務省は住宅および世帯の居住状況の実態を把握するため、5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施している(平成15年10月1日実施、平成20年10月1日実施予定)。

一方、国土交通省では、住民の住宅に対する意識や建替え計画の有無等を詳細に把握するため、住宅・土地統計調査の実施年に合わせ「住宅需要実態調査」を実施していたが、今年度より「住生活総合調査」として実施することになった。県では、前述した建築動態統計調査、建築物等実態調査と上記2調査との結果を分析して、今後の住宅施策や住宅・宅地マスタープラン策定のための基礎資料としている。

[本業務の調査結果は資料18のとおり]

(3) 住まいづくり支援

ゆとりある住生活の実現と、福井に適合した快適で質の高い生活空間の整備を図るため、次の事業からなる「住まいづくり支援事業」を行う。

住まいの相談事業補助金

県では、平成8年度から平成16年度にかけて「すまい情報センター」を公的住宅相談所として開設し、住宅の専門家が公正で中立的な立場から、住宅相談、住情報の提供を行ってきた。平成17年度からは、(財)福井県建築住宅センターが良質住宅の供給の促進と普及啓発を図ることを目的として実施する住まいの相談事業に対する補助制度に移行した。

福井県持家づくり資金利子補給制度

県民の持家取得の促進および地域特性を活かした住宅、雪に強い住宅、高齢者住宅、さらに平成8年度以降、新たに加えられた高耐震住宅・二世帯住宅・要介護対応住宅などの良質住宅の建設普及を図るため、住宅金融公庫の融資に対して県が資金援助を行う制度で、昭和61年度より実施した。

平成14年度末をもって新規申込み受付を終了した。

[本業務の施行状況は資料 19 のとおり]

持家づくり資金利子補給制度の概要

区 分	条 件		利子補給の内容		
	基 礎 要 件	良質住宅の要件	補給率	期 間	
住宅の新築 新設住宅購入	住宅年間 融所 公得 庫が 融1 資2 住0 宅0 で 万円 以下	性能保証住宅 持家取得者 バリアフリ-住宅	克雪住宅 地域優良木造住宅 二世帯住宅 要介護対応住宅 のいずれかの場合	() 2%	5年間
				高耐震住宅	
住宅増改築	20㎡以上	二世帯住宅 バリアフリ-住宅 高耐震住宅 のいずれかの場合	() 1%	3年間	

() 利子補給率については住宅金融公庫の基準金利が3%を下回った場合は変動する。

福井県良質住宅普及促進事業

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度を利用した住宅を新築または購入する者に対し補助を行うことにより、高齢社会を展望した良質住宅の普及を図り、豊かさを実感できる住宅および住環境整備を実現することを目的とし、平成15年度に創設した。

平成17年度末をもって新規申込み受付を終了した。

[本業務の施行状況は資料 20 のとおり]

福井県太陽光発電等住宅設備設置促進事業

環境配慮型の住宅設備を設置した者に対する設置費の補助を行う市町に対して、県が補助する制度を平成15年度から開始した。

- ・対象となる者
年間所得が1,200万円以下で、自己の居住する戸建住宅に対象設備を設置しようとする者
- ・対象となる設備および補助金額
(市町毎にその地域に適合した設備を対象としている)

対象設備種類	補助額算定の方法	限度額
太陽光発電設備	設置費の2/9または 出力(kW)×10万円 の低い方の額	40万円
屋根融雪・雨水再利用設備	設置費の2/9	40万円
雨水再利用設備	設置費の2/9	20万円
太陽熱温水設備	設置費の2/9	20万円
風力発電設備	設置費の2/9	20万円

平成18年度末をもって本事業は終了した。

木造住宅耐震診断促進事業

平成17年度から木造住宅耐震診断士の登録制度を設けるとともに、木造住宅耐震診断士の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助する制度を開始した。市町が要する費用(1戸あたり27千円)の1/3(9千円)を補助する。

事業主体	市町
補助対象	自己が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅
耐震診断費用	1戸あたり30,000円(市町:27,000円 + 自己負担:3,000円)
市町に対する補助額	1戸あたり 国:13,500円、県:9,000円 (市町負担4,500円)

一方、建築関係公益法人を主体に、福井県木造住宅耐震促進協議会(事務局:(社)福井県建築設計事務所協会)が設立され、木造住宅耐震診断士の養成講習会の開催、木造住宅耐震診断士の派遣などの事業を行っている。

平成19年度末をもって本事業は終了。平成20年度から木造住宅耐震化促進事業に制度拡充を行った。

[本業務の施行状況は資料21のとおり]

木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等、耐震改修、建替)

平成20年度から、木造住宅耐震診断促進事業を制度拡充し、耐震診断に加えて、補強プラン作成、耐震改修、建替えにも支援を行う。

ア 耐震診断等(耐震診断・補強プラン)

耐震診断および補強プランの作成のために、耐震診断士(*1)の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市 町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	30,000円/戸（市町27,000円 + 個人負担3,000円）
	財源内訳	国：13,500円 県：9,000円 市町：4,500円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	30,000円/戸（市町27,000円 + 個人負担3,000円）
	財源内訳	国：13,500円 県：9,000円 市町：4,500円

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

イ 耐震改修

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市 町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・診断の結果、上部構造評定が1.0未満（積雪を考慮した場合）の住宅 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事（積雪を考慮しない場合） （ただし、積雪を考慮しない場合に上部構造評定1.0以上となる場合は、積雪を考慮した場合で、上部構造評定が1.0以上となる改修工事） ・耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

(*2)福井県木造住宅耐震促進協議会

ウ 建替

耐震性の劣る住宅(*3)を建替えて、一定の基準を満たす一戸建て木造住宅（在来工法）を建設される方に補助する。

区 分	条 件		補助金額
	基 礎 要 件	上 質 要 件	
住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て在来木造住宅 ・年間所得1,200万円以下 ・性能保証住宅 ・下記の住宅性能表示基準相当 <ul style="list-style-type: none"> 劣化、ホルムアルデヒド ...等級2 省エネルギー ...等級3 高齢者等配慮 ...等級4 	<ul style="list-style-type: none"> 克 雪 住 宅 二 世 帯 住 宅 次 世 代 断 熱 住 宅 のいずれかの場合 	80万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産木材 40%以上 ・住宅部分延床面積 55㎡以上 		40万円

(*3)昭和56年5月以前に建設された住宅で耐震診断の結果、評点1.0未満と判定された住宅

被災者住宅再建補助金

生活の基本である住環境を再建することにより、被災者にとって最も深刻な住宅問題を早急に解決するとともに、地域コミュニティの崩壊を防止し、地域の伝統や文化の喪失を防ぐため、被害を受けた住宅の新築、補修等について補助する。平成16年7月豪雨を受け、同年8月に創設し、平成18年度をもって本事業は終了した。

(金額は補助金の支給上限額)

	全 壊		大規模半壊	大規模でない半壊	一部破損・床上浸水
住宅の新築・補修に係る経費 (解体撤去費含む)	300万円 (注1)	200万円 (被災者生活再建支援法)	150万円(注1)	150万円	50万円
家財道具等	100万円 (注1)	100万円 (被災者生活再建支援法)	50万円		
合 計	400万円		200万円		50万円

(注1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を受領した場合は、当該支援金を差し引いた額を補助限度額とする。

福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業

生活の基本である住環境を再建することにより、被災者にとって最も深刻な住宅問題を早急に解決するとともに、地域コミュニティの崩壊を防止し、地域の伝統や文化の喪失を防ぐため、被害を受けた住宅の新築、購入、補修費用について利子補給を行う。平成16年7月豪雨を受け、同年8月に創設し、平成17年度末をもって申込み受付を終了した。

制度の概要

1) 利子補給対象者

自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた被災者で、自らの居住の用に供するために、補修または同一市町内に住宅を新築、購入し当該住宅を所有する者

2) 利子補給対象限度額

全壊の場合 20,000千円
半壊の場合 10,000千円
一部破損、床上浸水の場合 3,000千円

3) 利子補給率 上限2.1%

4) 補助事業主体 県

5) 申込み等期限 申込期限 平成17年度内 融資実行期限 平成18年度内

6) 対象金融機関 住宅金融公庫または民間金融機関

7) 利子補給期間 5年(利子補給開始は、住宅の補修または新築工事等が完了、融資実行後)

[本業務の施行状況は資料 22 のとおり]

地域優良分譲住宅利子補給制度

地域の住宅事情に対応しつつ、中堅勤労者の持家取得の円滑化を図るため、地方住宅供給公社等が供給する特定分譲住宅の購入資金について、住宅金融公庫の融資と地方公共団体の援助を連携して行い、その購入者の負担を軽減しつつ地域定住を図る制度として平成5年度に国が制度を創設した。県は本年度の住宅取得促進支援を行う分譲住宅の供給計画を策定し援助を行った。（旧地域特別分譲住宅制度として昭和56年度より実施した。）

平成16年度末をもって新規申込み受付を終了した。

福井県ゆとりと安心の住まい支援事業

県内の新築一戸建て住宅の約8割が在来木造住宅であり、また、本県の一戸建て当り人員は全国で2番目に多く、ゆとりある間取りや高齢者への配慮など、より良質な木造住宅の普及が課題となっている。

本制度は、県産材を活用し、かつ住宅性能表示で一定の水準を満たす、バリアフリー性能の高い在来木造住宅を新築、または購入する者に対し補助を行うことにより、高齢社会を展望した豊かさを実感できる住環境を実現することを目的とし、平成18年度に創設した。

ゆとりと安心の住まい支援事業の概要

区 分	条 件		補助金額
	基 礎 要 件	上 質 要 件	
住宅の新築 新築住宅購入	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て在来木造住宅 ・年間所得1,200万円以下 ・性能保証住宅 ・下記の住宅性能表示基準相当 劣化、ホルムアルデヒド ...等級2 省エネルギー ...等級3 高齢者等配慮 ...等級4 	克 雪 住 宅 二 世 帯 住 宅 次 世 代 断 熱 住 宅 のいずれかの場合	80万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産木材 40% ・敷地面積 200㎡以上 ・住宅部分延床面積 100㎡以上280㎡以下 		40万円

ただし、平成19年8月より、一部制度を改正。

住宅性能表示制度による住宅性能評価書を不要とする。

住宅性能保証住宅とすることを要件とする。

[本業務の施行状況は資料 23 のとおり]

住まいの履歴書の普及事業

住まいの維持管理に関する県民意識の向上を目的として、維持管理のポイント、修繕履歴の様式等をまとめた「住まいの履歴書」を平成18年度に作成、配布した。併せて「住まいの点検の日」を定めて活用を促し、県民の住まいに対する愛着を育むための働きかけを行う。

(4) 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりと潤いのある住宅地区形成のための事業である。

本県では、越前市京町地区において、寺社等歴史的資産を活かした生活空間の整備を平成4年度から10年度にかけて実施し、さらに、越前市蓬萊地区において蔵を活かした街なみの整備を平成7年度から14年度にかけて実施した。

また、平成17年度から、大野市城下町地区、坂井市湊町地区において新たに整備事業を実施している。

(5) 住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅および宅地の供給を促進するために昭和53年度に創設された制度で、国土交通省が定める一定規模以上の住宅建設事業もしくは宅地開発事業、団地の改善に関連して基盤整備が必要となる公共施設（道路・都市公園・下水道・河川等で国土交通省所管となるもの）について通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うものである。

[本業務の執行状況は資料 24 のとおり]

(6) 住宅地区改良事業

この事業は、住宅地区改良法（昭和35.5.18 法律第84号）に基づき、国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除却するとともに、改良住宅を建設して居住者にこれを提供し、地区を整備することによって健全な住宅環境を形成するものである。

なお、この事業は原則として市町が施行し、県は事業の円滑な進捗を図るため指導ならびに技術援助を行う。

(7) 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給制度

宅地を促進すべき地域において、農地の所有者がその農地を転用して建設する賃貸住宅に要する資金を農協等から借り入れた場合、国が利子補給金を支給することにより、居住環境が良好で、家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進すると共に、水田の宅地化に資することを目的とした制度である。なお、新規契約の期限は平成18年3月31日である。

(8) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の委託業務

住宅を建てたいが自力では建設するだけの資金を持たないものに対して長期かつ低利で建設資金を融資することを目的に、県では公庫と業務委託契約を結び、公庫の個人住宅をはじめ分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、中高層耐火住宅および雇用

促進事業団融資住宅等の設計審査、現場審査等の事務を取扱ってきた。なお、昭和56年4月より、福井市管内にかかる業務はすべて同市において取扱っている。

なお、平成19年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17.7.6 法律第82号）が施行され、「住宅金融公庫法」が廃止されたことに伴い、住宅金融公庫が解散され、その権利及び義務を引き継ぐ独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

これまで、旧公庫の一般向け融資住宅の工事審査は、地方公共団体にすべて委託されてきたが、機構が引き継ぐ融資制度は今回大幅に縮小された。

業務委託契約については、旧公庫との契約を解除し、機構との間で新たに締結したが、委託内容は災害関連融資住宅に係る工事審査に限定される。

[本業務の執行状況は資料 25 のとおり]

(9) 特定優良賃貸住宅（民間建設型）の供給促進

賃貸住宅は、持家を取得する前の住宅として根強い需要がある。しかし、民間賃貸住宅には、居住環境の悪いものも少なくない。このため、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成5.5.21 法律第52号）を活用し民間土地所有者等が良質な賃貸住宅を建設する場合に、建物の共同施設部分に補助し、さらに家賃対策を講じることにより、民間賃貸住宅の居住環境向上と、持家づくりのための資金づくりに寄与していく。

なお、平成19年9月から、高齢者向け優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

[本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

(10) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

高齢社会において高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等による、バリアフリー - 基準を満たし、緊急時対応サ - ビスを備えた高齢者向けの賃貸住宅整備を、国および地方公共団体の助成により推進する制度が平成10年度に国により創設された。（平成13年度に「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく制度から「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度となる。）

県も平成12年度より国の補助と併せて市町への補助を実施し、高齢者向けの住宅の供給促進を図っている。

なお、平成19年9月から、特定優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

[本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

(11) 市町営住宅等の指導監督

公営住宅法の規定に基づき、昭和32年より補助金の交付に関する事務が、大臣より知事に大幅に委任され、更に33年より補助金等の交付申請の受理・審査および現地調査が委任された。これに伴い、市町営住宅の整備・管理の適正な遂行のための事務

手続および指導監督を行っている。

[本業務の執行状況は資料 27・28 のとおり]

(12) 県営住宅整備事業等

建替事業

[町屋・松本団地建替事業]

町屋団地は、昭和38年度から60年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積4.3ha、住戸数655戸の大規模団地である。また、松本団地は、昭和27年度から28年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積0.23ha、住戸数48戸の団地である。両団地については、老朽化が著しい建物や耐震性が劣ると診断された建物が多くあり、これらの再整備が重要な課題となってきた。このため、町屋団地の一部を除却し、松本団地を町屋団地に統合して、新たに高層棟の整備を図ることとし、平成13年度から平成17年度にかけて、第1期の建設工事(SRC造14階建て95戸の高層棟2棟、集会所1棟)を行った。

なお整備にあたり、1.高齢者にやさしい 2.環境共生 3.地域に開かれた公営住宅 4.都心居住 を基本コンセプトとしている。

平成15年11月にA棟(95戸)、平成17年7月に集会所、平成18年3月にB棟(95戸)が完成した。

公営住宅ストック総合改善事業

[安全性確保型]

阪神・淡路大震災においては公営住宅についても多数の住宅が被害を受けたことに鑑み、居住者の安全の確保、建築物等の被害の軽減の観点からできるだけ速やかに改修するため、既設県営住宅の耐震性能を確認し、耐震性能の劣る建物について所要の改修工事を行うこととした。

平成7年度から9年度の3箇年で、新耐震基準(昭和55年7月改正 56年6月施行)導入前に建設した中層耐火建築の住棟について、耐震診断と耐震補強計画を行った。この耐震診断結果に基づき、杉の木台団地12・13号棟(平成10年度～12年度)、幾久団地2号棟(平成11年度～12年度)について耐震改修工事を行った。

また、平成18年度から住宅用火災警報器を寝室に設置している。

[高齢者対応型]

近年、平均寿命の伸長や出生率の低下等により、いまだかつて経験のない速さで高齢化が進行しており、今後、住宅施策においても急速に増加する高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっている。

これらのことから、平成13年度から中層耐火構造の住棟の1階部分を高齢者向け住宅に改善し、今後の高齢社会に対応した住宅を供給している。(改善実績:37戸)

また、既設県営住宅の共用階段に手摺りを設置した(平成15年度～16年度)。

[居住性向上型]

屋根防水層の劣化が著しく雨漏りの危険性があることから、平成14年度から屋根防水の改修を行い居住性の向上を図っている。また、改修にあたっては断熱防水とし、断熱性能を高めて室内の結露を防止し、冷暖房の効率を図り環境にも配慮した住宅とし

ている。

(改修実績： 9 棟)

[住環境向上型]

外壁の劣化により、モルタルの剥離落下の危険性やひび割れ等による景観の悪化を招いていることから、平成13年度から外壁の改修を行い良好な維持管理を図っている。

(改修実績： 13 棟)

(13) 県営住宅等の管理

住宅管理業務の主なものは、入退居、家賃決定・収納、維持修繕等である。

入居については、空家になった住宅については原則としてその都度公募し、公開抽選を行って入居者を決定している。また、住宅管理については、万全を期すために県営住宅管理人を設け、緊密な連絡を保ちながら住宅および共同施設の管理、環境を良好な状態にするよう入居者の指導、家賃の納付促進、入居者の状況の把握を行っている。

福井市(旧清水町を含む)にある県営住宅の管理は、昭和59年4月から福井県住宅供給公社に委託しており、平成6年度からは修繕業務も併せて委託している。平成17年6月の公営住宅法改正により、平成18年4月からは福井県住宅供給公社へ管理代行している。

福井市(旧清水町を含む)以外の県営住宅の管理は、平成2年度からそれぞれ所轄の土木事務所において取扱うことになった。

[本業務の執行状況は資料 29 のとおり]

参 考 資 料

1.【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	23
2.【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	24
3.【建築確認・許可等取扱件数】	25
4.【道路位置指定件数】	29
5.【定期調査等の報告件数】	30
6.【県下の着工建築物の状況】	31
7.【建築協定認可一覧】	36
8.【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	36
9.【二級・木造建築士試験結果等】	37
10.【市街地再開発事業実施状況】	38
11.【建築物における旧ハートビル法による認定件数】	39
12.【省エネ法届出・受理件数】	39
13.【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	40
14.【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	41
15.【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	42
16.【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】	43
17.【住宅政策の取り組み状況】	44
18.【住宅・土地統計調査および住宅需要実態調査】	45
19.【福井県持家づくり資金利子補給選定件数】	46
20.【福井県良質住宅普及促進事業選定件数】	47
21.【木造住宅耐震診断促進事業 診断実績戸数】	47
22.【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】	47
23.【福井県ゆとりと安心の住まい支援事業選定件数】	47
24.【住宅市街地基盤整備事業実績】	48
25.【住宅金融公庫融資住宅建設状況】	50
26.【特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅(民間建設型)の建設戸数】	51
27.【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	51
28.【公営住宅等管理戸数】	52
29.【県営住宅の管理戸数】	53

1.【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】（事業別・年度別）

(1) 歳入 決算額または 予算額 (斜体で示す) (単位:千円)

費目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
使用料・手数料	663,479	596,245	574,877	593,669	639,824	649,143
使用料	541,148	482,092	472,727	481,560	526,148	518,434
手数料	122,331	114,153	102,150	112,109	113,676	130,709
国庫支出金	321,857	498,066	812,366	23,483	49,983	138,609
国庫補助金	320,779	497,554	811,854	22,973	49,470	137,210
委託金	1,078	512	512	510	513	1,399
繰入金	0	0	0	100,000	0	0
繰入金	0	0	0	100,000	0	0
諸収入	117,397	118,181	1,690,480	1,690,847	3,991	1,691,181
貸付金元利収入	116,280	116,280	1,689,547	1,689,547	2,280	1,689,547
受託事業収入	100	70	44	32	5	0
雑入	1,017	1,831	889	1,268	1,706	1,634
県債	0	0	502,000	13,000	32,000	122,000
県債	0	0	502,000	13,000	32,000	122,000
歳入計	1,102,733	1,212,492	3,579,723	2,420,999	725,798	2,600,933

手数料の証紙による収納額 (19年度内訳)

費目	件数	金額	一件当たりの金額
09 建築確認申請	4,772	81,299	5,000 ~ 460,000
構造計算適合性判定	77	14,648	
41 建築許可申請	60	3,318	30,000 ~ 180,000
11 建築士免許 (二級・木造)	76	1,368	18,000
13 一級建築士事務所登録	178	2,670	15,000
二級・木造 "	92	920	10,000
15 宅地建物取引業者免許申請	166	5,478	33,000
19 " 主任者登録	69	2,553	37,000
25 " " 登録移転	3	24	8,000
21 " " 証交付	253	1,138	4,500
27 優良宅地造成認定申請	2	260	130,000 ~ 870,000
29 優良住宅新築認定申請	0	0	6,200 ~ 58,000
計	5,748	113,676	

(2) 歳出 決算額または 予算額 (斜体で示す) (単位:千円)

費目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
土木管理費	1,400,975	1,978,244	898,795	846,775	71,301	210,589
建築指導費						
住宅費	205,672	198,095	181,678	236,208	203,170	209,891
住宅管理費						
住宅費	679,340	914,726	3,305,926	1,799,247	1,789,044	1,971,966
住宅建設費						
(公共事業)						
県営住宅建設費等	563,240	796,774	1,611,622	91,491	99,607	256,890
住宅供給公社促進費	114,000	114,000	1,687,267	1,687,267	1,687,267	1,687,267
その他	2,100	3,952	7,037	20,489	2,170	27,809
歳出計	2,285,987	3,091,065	4,386,399	2,882,230	2,063,515	2,392,446

2. 【出資・出捐・設立許可している公益法人等】

平成20年7月末

<p>福井県住宅供給公社〔昭和27年9月18日設立 昭和41年3月1日 財団法人 福井県住宅協会を組織変更〕（建設大臣認可） 福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎 ・21-0010 目的：住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等を方法により居住環境の良好な集団住宅およびその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 役員：10名（理事長：土木部参与） 常務理事：土木部長 理事：土木部技幹（建築）、建築住宅課長 監事：建築住宅課課長補佐 出資：福井県 550万冊(58.5%)・福井市 300万冊・敦賀市 90万冊 計940万冊</p>
<p>財団法人 福井県建築住宅センタ- 〔昭和59年11月22日設立許可〕 福井市御幸3丁目10-15 建設会館3階 ・23-0457 目的：住宅需要者の保護、建築物の防災対策の推進および建築関連業界の健全な発展を図る。 役員：15名（理事長：川上 英男） 常任理事：建築住宅課長 出捐：福井県1,000万冊(20%) 団体15 基本財産5,000万冊</p>
<p>財団法人 不動産適正取引推進機構〔昭和59年4月12日設立許可〕 東京都港区虎ノ門3丁目8-21 ・03-3435-8111 目的：不動産取引をめぐる紛争を未然に防止し、適正かつ迅速な処理を推進して消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与する。 役員：16名（理事長：望月薫雄） 出捐：福井県 100万冊(0.1%) ほか 計7億円</p>
<p>財団法人 高齢者住宅財団〔平成5年3月31日設立許可〕 東京都中央区八丁堀2丁目20-9 ・03-3206-6437 目的：高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する調査・研究と事業化を支援し、住生活の安定・向上と福祉の増進に寄与する。 役員：20名（理事長：立石真） 出捐：福井県 500万冊(0.5%) 61公的団体 企業70社 基本財産9億円</p>
<p>社団法人 福井県宅地建物取引業協会〔昭和42年4月1日設立許可〕 福井市宝永4丁目4-3 不動産会館 ・24-0680 目的：会員の品位及び資質の向上並びに会員相互の緊密な結合及び自律を図り、取引の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発展を図るため、会員の指導及び連絡に関する業務を行い、本業全般の社会的・経済的水準を高め、もって公共の福祉の増進に寄与する。 役員：37名（会長：加藤清の和） 正会員：514名</p>
<p>社団法人 福井県建築士会 〔昭和27年3月15日設立許可〕 福井市御幸3丁目10-15 建設会館2階 ・24-8781 目的：会員相互の親睦協力により、建築士の業務の進歩改善と品位の向上を図り建築文化の進展に資し、広く社会に貢献する。 役員：34名（会長：川上英男） 正会員：1,406名 準会員 2名 賛助会員 369名</p>
<p>社団法人 福井県建築士事務所協会 〔昭和52年6月16日設立許可〕 福井市日之出5丁目4-7 建築会館2階 ・54-1552 目的：建築設計・工事監理業務の進歩改善と建築士事務所の健全な発展を図り、建築文化の向上に資し、もって公共の福祉の増進に寄与する。 役員：25名（会長：神崎 貢） 正会員：250名 協力会員：103名</p>
<p>社団法人 福井県建築組合連合会 〔昭和45年6月15日設立許可〕 福井市日之出5丁目4-7 建築会館 ・54-2615 目的：会員の協力によって、建築技術者の業務の進歩改善に品位の保持向上を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。 役員：29名（会長：橋本 潔） 正会員：3,529名</p>

3.【建築確認、許可等取扱件数】

(1)確認申請等取扱件数 (平成19年度)

	確認申請		計画通知		合計		中間検査			
	確認通知 件数	検査済証 交付件数	法第18条 による 適合通知 件数	法第18条 による 検査済証 交付件数	確認通知 件数	検査済証 交付件数	受理件数	交付件数		
法6条1)3号	土木事務所	福井	12	10	0	0	12	10	2	2
		三国	138	68	1	1	139	69	26	26
		大野	40	30	0	0	40	30	6	6
		勝山	22	17	1	1	23	18	0	0
		鯖江	99	91	1	1	100	92	3	3
		武生	113	99	0	0	113	99	12	12
		今立	17	11	0	0	17	11	4	4
		朝日	21	13	0	0	21	13	4	4
		敦賀	141	115	2	4	143	119	19	19
		小浜	75	68	2	0	77	68	2	2
福井県小計		678	522	7	7	685	529	78	78	
福井市		316	248	14	16	330	264	60	60	
指定確認検査機関		213	175	0	0	213	175	9	9	
合計		1,207	945	21	23	1,228	968	147	147	
法6条4号	土木事務所	福井	25	15	2	1	27	16		
		三国	302	136	3	2	305	138		
		大野	127	93	0	0	127	93		
		勝山	86	74	0	0	86	74		
		鯖江	385	222	2	1	387	223		
		武生	302	195	0	0	302	195		
		今立	42	30	2	1	44	31		
		朝日	64	40	0	0	64	40		
		敦賀	396	286	5	6	401	292		
		小浜	208	155	4	0	212	155		
福井県小計		1,937	1,246	18	11	1,955	1,257			
福井市		528	283	12	12	540	295			
指定確認検査機関		1,044	713	0	0	1,044	713			
合計		3,509	2,242	30	23	3,539	2,265			
建築設備	土木事務所	福井	1	1	0	0	1	1		
		三国	11	8	0	0	11	8		
		大野	0	0	0	0	0	0		
		勝山	3	2	0	0	3	2		
		鯖江	4	4	0	0	4	4		
		武生	8	6	0	0	8	6		
		今立	2	1	0	0	2	1		
		朝日	0	0	0	0	0	0		
		敦賀	13	12	2	1	15	13		
		小浜	4	14	1	0	5	14		
福井県小計		46	48	3	1	49	49			
福井市		44	46	7	12	51	58			
指定確認検査機関		20	16	0	0	20	16			
合計		110	110	10	13	120	123			
工作物	土木事務所	福井	1	0	2	2	3	2		
		三国	25	16	1	1	26	17		
		大野	8	7	0	0	8	7		
		勝山	1	0	0	0	1	0		
		鯖江	22	9	0	0	22	9		
		武生	19	12	0	0	19	12		
		今立	3	3	1	1	4	4		
		朝日	4	1	0	0	4	1		
		敦賀	35	17	0	0	35	17		
		小浜	8	7	0	0	8	7		
福井県小計		126	72	4	4	130	76			
福井市		82	39	3	3	85	42			
指定確認検査機関		14	11	0	0	14	11			
合計		222	122	7	7	229	129			
計	土木事務所	福井	39	26	4	3	43	29	2	2
		三国	476	228	5	4	481	232	26	26
		大野	175	130	0	0	175	130	6	6
		勝山	112	93	1	1	113	94	0	0
		鯖江	510	326	3	2	513	328	3	3
		武生	442	312	0	0	442	312	12	12
		今立	64	45	3	2	67	47	4	4
		朝日	89	54	0	0	89	54	4	4
		敦賀	585	430	9	11	594	441	19	19
		小浜	295	244	7	0	302	244	2	2
福井県小計		2,787	1,888	32	23	2,819	1,911	78	78	
福井市		970	616	36	43	1,006	659	60	60	
指定確認検査機関		1,291	915	0	0	1,291	915	9	9	
合計		5,048	3,419	68	66	5,116	3,485	147	147	

* 確認通知件数には計画変更分を含む

(3)確認申請件数及び手数料の推移

受付場所	年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度			計
									確認	中間	完了	
確認等申請受付件数 (件)	福井土木事務所	160	204	166	178	138	81	77	38	2	24	64
	三国 "	2,034	1,662	1,568	1,441	1,146	975	866	490	25	237	752
	大野 "	496	478	382	360	327	314	355	175	6	130	311
	勝山 "	342	241	238	199	200	186	241	113		92	205
	鯖江 "	893	953	827	863	907	838	919	502	2	333	837
	武生 "	951	918	773	843	941	848	867	449	12	312	773
	今立 "	108	104	124	120	99	135	126	64	4	45	113
	朝日 "	312	289	232	239	282	207	150	89	4	57	150
	敦賀 "	1,361	1,292	1,330	1,264	1,179	1,101	1,190	596	19	430	1,045
	小浜 "	865	835	751	696	656	701	734	305	2	242	549
合計	7,522	6,976	6,391	6,203	5,875	5,386	5,525	2,821	76	1,902	4,799	
確認等手数料 (千円)	福井土木事務所	2,600.0	3,149.0	2,407.0	2,865.0	3,245.0	1,914.0	1,624.0	983.0	40.0	542.0	1,565.0
	三国 "	20,025.0	26,285.5	25,281.0	24,323.5	18,880.5	17,774.0	16,036.0	11,449.0	1,013.0	5,018.0	17,480.0
	大野 "	8,859.0	8,437.0	5,724.5	5,861.0	5,173.0	5,357.0	5,965.0	3,615.0	293.0	2,441.0	6,349.0
	勝山 "	5,494.0	3,811.0	3,461.0	3,293.0	3,350.0	2,942.0	4,347.0	2,160.0		1,610.0	3,770.0
	鯖江 "	14,054.0	14,400.0	12,592.5	13,933.0	15,859.0	12,518.0	14,825.0	8,033.5	53.0	6,085.0	14,171.5
	武生 "	15,971.0	15,692.0	12,886.0	13,789.0	15,748.0	12,989.0	15,381.0	9,564.0	663.0	6,080.0	16,307.0
	今立 "	1,463.0	1,476.0	2,011.0	1,903.0	1,674.0	2,068.0	1,925.0	1,185.5	138.0	718.0	2,041.5
	朝日 "	5,372.0	4,714.0	3,833.0	4,533.0	4,700.0	3,885.0	2,494.0	2,091.0	106.0	1,022.0	3,219.0
	敦賀 "	21,436.0	20,246.5	20,653.5	19,670.5	19,351.0	17,253.5	19,311.5	13,019.5	624.0	7,635.0	21,278.5
	小浜 "	12,449.0	12,356.0	11,239.0	10,670.0	10,420.5	11,560.5	12,107.5	4,750.5	44.0	4,491.0	9,285.5
合計	107,723.0	110,567.0	100,088.5	100,841.0	98,401.0	88,261.0	94,016.0	56,851.0	2,974.0	35,642.0	95,467.0	

注1) 平成11年度より建築確認申請、完了検査申請に分かれている。(建築確認申請には計画変更確認申請を含む。)

注2) 平成19年度より構造計算適合性判定料を含む。

(4)違反建築物取扱件数

a 処分件数 (平成19年度)

	違反建築物件数			計	法第9条第1項により命令を出した件数	法第9条第7項により命令を出した件数	法第9条第10項により命令を出した件数	是正された件数	法第9条第12項による手続きをとった件数			告発件数
	法第9条により	命令を行政指導をした	建築物数						戒告	代執行命令書の交付	代執行の実行	
福井土木事務所												
三国 "	4	5	9	9	4	4	5					
大野 "												
勝山 "												
鯖江 "	1	3	4	4	1	1	3					
武生 "												
今立 "												
朝日 "												
敦賀 "		2	2	2								
小浜 "												
合計	5	10	15	15	5	5	8					

b 違反事項別 (平成19年度)

違反事項	違反該当条項	(上段) 違反建築物件数										
		(中段) 法第9条による命令を出した件数										
		(下段) 是正された件数										
		福井	三国	大野	勝山	鯖江	武生	今立	朝日	敦賀	小浜	計
確認申請手続き	法6条					2				1		3
22条区域における屋根及び外壁の不燃	法22条					2						2
避難施設等	法35条											
内装制限	法35条の2											
耐火構造、防火構造等	法27条、法36条											
構造耐力上の規定	法20条、法36条		5									5
			4									4
			5									5
敷地等と道路の関係	法43条											
道路内の建築制限	法44条											
私道の変更または廃止の制限	法45条											
用途地域内の建築制限	法48条									1		1
容積率制限	法52条											
建ぺい率制限	法53条											
第一、二種低層住専内における外壁の後退距離	法54条											
第一、二種低層住専内の絶対高さ制限	法55条											
道路斜線制限	法56条1項1号											
隣地斜線制限	法56条1項2号											
北側斜線制限	法56条1項3号											
日影による中高層の建築物の高さの制限	法56の2											
高度利用地区の高さ制限	法58条											
防火地域及び準防火地域内の建築物の構造	法61条、法62条											
その他						1						1
						1						1
						1						1
合 計			5			3				2		10
			4			1						5
			5			3						8

(5) 既存不適格建築物取扱件数 (平成19年度)

	法第10条により 命令した 建築物件数	既存不適格 建築物件数	是正された件数	告発件数
	福井土木事務所			
三国 //				
大野 //				
勝山 //				
鯖江 //				
武生 //				
今立 //				
朝日 //				
敦賀 //				
小浜 //				
合 計	0	0	0	0

4. 【道路位置指定件数】

(道路延長：m)

	H17年度		H18年度		H19年度	
	指定件数	道路延長	指定件数	道路延長	指定件数	道路延長
福井土木事務所	0	0	0	0	0	0
三国 //	7	286	2	110	1	54
大野 //	1	31	1	50	0	0
勝山 //	0	0	1	91	0	0
鯖江 //	5	241	4	317	5	314
武生 //	5	373	7	425	6	247
今立 //	0	0	1	70	2	142
朝日 //	1	34	0	0	1	72
敦賀 //	6	290	8	434	9	461
小浜 //	2	139	1	52	3	127
合 計	27	1,394	25	1,548	27	1,417

5.【定期調査等の報告件数】（平成19年度）

		特殊建築物	昇降機等	特殊建築物 の建築設備
法第12条第1項 又は第3項により 調査又は検査 されるべき件数	福井土木事務所	26	48	0
	三国 "	242	292	0
	大野 "	56	45	0
	勝山 "	62	56	0
	鯖江 "	107	217	0
	武生 "	173	230	0
	今立 "	28	15	0
	朝日 "	87	49	0
	敦賀 "	284	322	0
	小浜 "	174	158	0
合計		1,239	1,432	0
法第12条第1項 又は第3項による 報告件数	福井土木事務所	16	44	0
	三国 "	146	273	0
	大野 "	39	39	0
	勝山 "	36	55	0
	鯖江 "	62	165	0
	武生 "	84	212	0
	今立 "	19	12	0
	朝日 "	55	44	0
	敦賀 "	142	310	0
	小浜 "	106	156	0
合計		705	1,310	0
定期調査等の結果 是正措置を講ずる 必要があると 判明した件数	福井土木事務所	9	0	0
	三国 "	26	0	0
	大野 "	26	0	0
	勝山 "	11	0	0
	鯖江 "	24	0	0
	武生 "	33	0	0
	今立 "	0	0	0
	朝日 "	19	0	0
	敦賀 "	33	0	0
	小浜 "	61	7	0
合計		242	7	0

6.【県下の着工建築物の状況】（建築動態統計調査より）

(1)建築物着工床面積（市郡部別）

A) 年別（平成15年～平成19年）

（単位：㎡）

年 市郡部	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
福井市	515,359	454,501	436,616	446,648	389,699
敦賀市	107,029	109,854	97,112	122,152	88,593
越前市	96,192	136,558	84,832	146,018	111,579
小浜市	42,420	36,501	58,833	49,769	24,181
大野市	39,166	48,518	28,621	36,108	40,397
勝山市	22,560	20,453	19,424	25,360	17,972
鯖江市	99,840	133,428	76,058	100,686	84,411
あわら市	-	28,722	53,192	35,287	34,204
坂井市	-	-	-	120,642	148,583
市部計	922,566	968,535	854,688	1,082,670	932,549
郡部計	346,727	336,785	336,211	124,356	106,379
総計	1,269,293	1,305,320	1,190,899	1,207,026	1,038,928

B) 年度別（平成15年度～平成19年度）

（単位：㎡）

年 市郡部	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福井市	526,740	436,522	424,029	458,576	380,605
敦賀市	107,111	108,034	101,383	118,148	85,187
越前市	104,701	139,656	80,204	141,374	124,561
小浜市	40,645	37,100	62,418	51,971	24,769
大野市	37,370	47,577	28,310	37,451	41,281
勝山市	23,117	20,382	17,214	25,825	19,452
鯖江市	102,023	126,469	79,484	97,484	81,855
あわら市	2,615	33,046	54,000	33,432	31,755
坂井市	-	-	2,913	151,471	128,685
市部計	944,322	948,786	849,955	1,115,732	918,150
郡部計	335,598	352,492	318,564	116,418	109,264
総計	1,279,920	1,301,278	1,168,519	1,232,150	1,027,414

(2)建築物着工床面積（構造別）

A) 年別（平成15年～平成19年）

（単位：㎡）

年 構造	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
木造	530,062	549,735	520,365	532,856	481,407
SRC造	79,298	20,430	36,131	2,886	248
RC造	153,211	202,746	112,496	147,202	78,140
S造	505,718	531,280	520,729	542,742	475,194
CB造	148	144	295	375	391
その他	856	985	883	1,666	3,548
総計	1,269,293	1,305,320	1,190,899	1,227,727	1,038,928

SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

(2) 建築物着工床面積 (構造別)

B) 年度別 (平成15年度～平成19年度) (単位: m²)

年度 構造	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
木造	530,866	538,755	522,301	536,724	466,579
SRC造	92,945	30,349	11,466	2,793	10,788
RC造	133,709	211,639	108,350	150,168	82,133
S造	521,010	519,320	525,232	540,446	463,453
CB造	128	314	192	308	463
その他	1,262	901	978	1,712	3,998
総計	1,279,920	1,301,278	1,168,519	1,232,151	1,027,414

SRC造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造: 鉄筋コンクリート造、S造: 鉄骨造、CB造: コンクリートブロック造

(3) 新設住宅着工戸数 (市郡部別)

A) 年別 (平成15年～平成19年) (単位: 戸)

年 市郡部	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
福井市	2,690	2,455	2,067	2,400	2,064
敦賀市	764	664	581	588	535
越前市	443	545	515	629	592
小浜市	302	254	194	360	166
大野市	141	127	89	119	99
勝山市	69	69	60	80	102
鯖江市	412	605	491	507	488
あわら市	-	156	180	166	104
坂井市	-	-	0	716	620
市部計	4,821	4,875	4,177	5,565	4,770
郡部計	1,336	981	1,126	484	441
総計	6,157	5,856	5,303	6,049	5,211

B) 年度別 (平成15年度～平成19年度) (単位: 戸)

年度 市郡部	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福井市	2,807	2,232	2,070	2,322	2,128
敦賀市	726	648	613	588	522
越前市	525	549	492	609	538
小浜市	310	238	226	323	97
大野市	149	105	91	115	111
勝山市	72	62	57	81	118
鯖江市	435	604	540	523	473
あわら市	15	203	144	177	107
坂井市	-	-	16	555	549
市部計	5,039	4,641	4,249	5,293	4,643
郡部計	1,234	941	1,058	628	422
総計	6,273	5,582	5,307	5,921	5,065

(4)新設住宅着工戸数 (構造別・建方別)

A) 年別 (平成15年～平成19年)

(単位：戸)

構造・建方		年				
		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
木造	一戸建・長屋建	3,181	3,159	3,101	3,410	3,349
	共同	94	449	312	178	264
鉄骨鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建	2	0	1	1	1
	共同	299	119	0	0	0
鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建	49	47	45	41	27
	共同	939	816	441	988	483
鉄骨造	一戸建・長屋建	625	593	561	429	429
	共同	968	671	729	745	652
コンクリート ブロック造	一戸建・長屋建	0	0	1	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	0	2	0	1	6
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,857	3,801	3,709	3,882	3,812
	共同	2,300	2,055	1,482	1,911	1,399

B) 年度別 (平成15年度～平成19年度)

(単位：戸)

構造・建方		年度				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
木造	一戸建・長屋建	3,194	3,061	3,194	3,430	3,288
	共同	98	507	250	194	290
鉄骨鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建	2	0	2	0	1
	共同	394	24	0	0	75
鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建	52	47	42	40	26
	共同	890	736	529	1,044	432
鉄骨造	一戸建・長屋建	659	608	526	438	396
	共同	983	597	764	771	551
コンクリート ブロック造	一戸建・長屋建	0	1	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	1	1	0	4	6
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,908	3,718	3,764	3,912	3,717
	共同	2,365	1,864	1,543	2,009	1,348

(5)住宅着工戸数（工事別・新築、増築、改築別）

A) 年別（平成15年～平成19年）

（単位：戸）

工事種別		年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
新設	新築		5,755	5,321	4,781	5,548	4,942
	増築		345	431	322	218	262
	改築		57	104	88	27	7
	計		6,157	5,856	5,191	5,793	5,211
その他	増築		647	569	572	680	447
	改築		0	0	5	5	2
	計		647	569	577	685	449
総計	新築		5,755	5,321	4,781	5,548	4,942
	増築		992	1,000	894	898	709
	その他		57	104	93	32	9
	計		6,804	6,425	5,768	6,478	5,660

B) 年度別（平成15年度～平成19年度）

（単位：戸）

工事種別		年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新設	新築		5,760	5,170	4,887	5,698	4,804
	増築		437	329	324	215	256
	改築		76	83	96	8	5
	計		6,273	5,582	5,307	5,921	5,065
その他	増築		643	582	538	679	436
	改築		0	0	5	5	2
	計		643	582	543	684	438
総計	新築		5,760	5,170	4,887	5,698	4,804
	増築		1,080	911	862	894	692
	その他		76	83	101	13	7
	計		6,916	6,164	5,850	6,605	5,503

(6)新設住宅着工戸数 (利用関係別)

A) 年別 (平成15年～平成19年)

(単位：戸)

年 利用関係	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
持家	3,096	3,089	2,844	2,841	2,598
貸家	2,315	2,145	1,941	2,061	2,227
給与住宅	76	94	28	241	6
分譲住宅	670	528	378	650	380
総計	6,157	5,856	5,191	5,793	5,211

B) 年度別 (平成15年度～平成19年度)

(単位：戸)

年度 利用関係	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
持家	3,117	3,022	2,867	2,831	2,524
貸家	2,506	1,930	2,017	2,165	2,128
給与住宅	75	119	2	242	11
分譲住宅	575	511	421	683	402
総計	6,273	5,582	5,307	5,921	5,065

(7)災害建築物床面積 (構造別)

A) 年別 (平成15年～平成19年)

(単位：㎡)

年 構造	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
木造	3,943	26,556	5,061	11,222	6,374
非木造	880	3,363	1,937	2,437	2,693
総計	4,823	29,919	6,998	13,659	9,067

B) 年度別 (平成15年度～平成19年度)

(単位：㎡)

年度 構造	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
木造	4,115	26,330	7,135	8,437	7,918
非木造	521	3,496	1,805	2,593	2,805
総計	4,636	29,826	8,940	11,030	10,723

7. 【建築協定認可一覧】

平成20年3月末現在

市町	地区名	所在地	認可年月日			公告年月日			有効期限の末日			自動更新 規定の有無 (有の場合 延長年数)	面積 (㎡)	協定のねらい
			年	月	日	年	月	日	年	月	日			
越前市 (旧武生市)	武生問屋 団地	矢放町, 小野谷 町	H 2	2	13	H 2	2	13	H 32	2	12	無	84,229.00	卸売り団地としての 利便を図る
坂井市 (旧坂井町)	サンライ フ東中野	東中野	H 5	10	29	H 5	11	29	H 25	11	28	無	37,058.00	建売住宅団地建設に 伴う住環境の維持・ 増進を図る
越前町 (旧宮崎村)	上野台	江波	H 9	12	19	H 9	12	24	H 29	12	23	有 (10年間)	27,401.00	住宅地としての環境 を高度に維持増進す る目的
坂井市 (旧三国町)	安島	安島	H 11	9	24	H 11	9	24	H 21	9	23	無	126,993.27	良好な居住環境を維 持増進する目的
坂井市 (旧坂井町)	相生区	下兵庫	H 13	1	26	H 13	1	26	H 23	1	25	有 (10年間)	22,050.61	住宅地としての良好 な環境を維持増進す る目的
越前市 (旧武生市)	日野見台	帆山町	H 17	3	10	H 17	3	18	H 27	3	17	有 (10年間)	15,723.06	住宅地としての環境 を高度に維持増進す る目的

* 失効分は除く

8. 【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】

	H17年度		H18年度		H19年度	
	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数
福井土木事務所	75	25	66	32	47	44
三国 "	313	153	297	109	286	95
大野 "	66	119	135	164	105	141
勝山 "	55	58	139	68	87	82
鯖江 "	166	84	202	51	155	32
武生 "	206	212	208	102	177	53
今立 "	40	132	63	92	36	20
朝日 "	66	128	60	49	42	32
敦賀 "	165	124	211	79	207	74
小浜 "	193	92	175	59	164	50
合 計	1,345	1,127	1,556	805	1,306	623

* 届出件数には変更分を含む

9.【二級・木造建築士試験結果等】

(1)二級・木造建築士試験結果

年度	受験者 区分	学科及び設計製図		設計製図のみ		計	
		二級	木造	二級	木造	二級	木造
平成15年	申込者数	422	4	64	1	486	5
	実受験者数	359	1	52	0	411	1
	最終合格者数	91	1	28	0	119	1
	最終合格率	25.3 %	100.0 %	53.8 %	0.0 %	29.0 %	100.0 %
平成16年	申込者数	395	3	73	1	468	4
	実受験者数	322	3	59	0	381	3
	最終合格者数	63	1	33	0	96	1
	最終合格率	19.6 %	33.3 %	55.9 %	0.0 %	25.2 %	33.3 %
平成17年	申込者数	335	1	113	0	448	1
	実受験者数	275	1	89	0	364	1
	最終合格者数	52	0	37	0	89	0
	最終合格率	18.9 %	0.0 %	41.6 %	0.0 %	24.5 %	0.0 %
平成18年	申込者数	310	0	84	0	394	0
	実受験者数	256	0	64	0	320	0
	最終合格者数	60	0	18	0	78	0
	最終合格率	23.4 %	0.0 %	28.1 %	0.0 %	24.4 %	0.0 %
平成19年	申込者数	274	1	77	0	351	1
	実受験者数	231	0	64	0	295	0
	最終合格者数	44	0	32	0	76	0
	最終合格率	19.0 %	0.0 %	50.0 %	0.0 %	25.8 %	0.0 %

(2)建築士免許登録状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
一級建築士免許登録者	25	30	22	33	17	23
二級建築士免許登録者	109	119	97	88	80	76
木造建築士免許登録者	1	1	1	0	0	0

(3)建築士事務所登録状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
一級建築士事務所	780	767	772	794	786	787
二級建築士事務所	368	354	376	384	392	396
木造建築士事務所	4	4	4	6	6	6

建築士事務所登録の有効期間:5年間

10. 【市街地再開発事業実施状況】

(単位：千円)

都市名	地区名	事業年度	事業費					事業内容		
			総事業費	補助対象額	国庫補助金	県費補助金	市費		組合等	
福井市	中央1丁目第1地区	47	3,500	2,500	833	833	1,834	基本計画の作成		
	御屋形地区	46	2,000	1,600	533	533	934	同上		
		57	1,080	1,080	360		720	事業推進計画の作成		
		59	143,823	142,710	47,570	23,785	24,387	48,081	事業計画の作成、地盤調査等	
		60	88,299	81,594	27,198	13,922	13,922	33,257	建築設計	
		61	88,120	43,650	14,550	7,445	7,446	58,679	権利変換計画の作成	
		62	798,058	52,850	11,950	5,590	6,091	774,427	土地整備	
		63	1,410,151	538,950	47,050	12,033	23,734	1,327,334	共同施設整備	
		元	1,337,519	273,300	37,380	14,263	19,003	1,266,873	共同施設整備	
		2	3,634,602	2,438,600	246,200	73,568	123,569	3,191,265	共同施設整備	
		3	4,933,184	2,321,600	581,200	274,082	291,082	3,786,820	共同施設整備	
	小計		12,436,836	5,895,934	1,013,991	425,221	510,888	10,486,736		
	三の丸地区	63	5,087	5,085	1,695	1,695	1,697		推進計画の作成	
		元	68,185	11,700	3,900	1,986	1,986	60,313	事業計画の作成	
		2	113,409	90,000	30,000	15,287	15,288	52,834	事業計画の作成	
		3	78,000	31,500	10,500	5,365	5,365	56,770	地盤調査等	
		12	188,482	128,400	42,800	21,830	21,830	41,940	事業計画の作成、建築設計、権利変換の一部	
		13	2,145,400	922,800	307,600	156,992	156,992	301,216	土地整備、共同施設整備	
		14	3,065,973	830,814	282,700	144,231	144,231	138,469	共同施設整備	
	小計		5,664,536	2,020,299	679,195	347,386	347,389	651,542		
	駅周辺地区	6	18,000	18,000	6,000	6,000	6,000		総合再生計画の作成	
		大手地区	9	2,877	2,877	959	959	959	基本計画の作成	
		手寄地区	9	4,548	4,548	1,516	1,516	1,516	基本計画の作成	
			13	100				100	推進計画の作成	
			14	127,762	100,800	33,600	17,100	17,100	33,000	事業計画の作成
			15	258,593	218,100	72,700	37,075	37,075	71,250	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成
			16	470,422	86,172	28,724	15,330	15,330	26,788	地盤調査等、土地整備
			17	1,783,116	760,728	253,576	128,721	128,721	249,710	共同施設整備
		18	8,457,356	3,078,240	1,026,080	516,108	516,108	1,019,944	共同施設整備	
		小計		11,101,897	4,248,588	1,416,196	715,850	715,950	1,400,692	
		福井駅西口中央地区	17	14,175				14,175		基本計画の作成
			18	6,300	6,300	2,100	2,100	2,100		推進計画の作成
			19	1,200	1,200	400	400	400		事業計画の作成
小計				21,675	7,500	2,500	2,500	16,675		
小計		11,144,449	4,276,965	1,425,655	725,309	739,584	1,400,692			
武生市	武生駅南地区	59	7,401	7,200	2,400	2,400	2,601		A調査	
		60	5,403	5,100	1,700	1,700	2,003		B調査	
		5	1,254,649	858,437	356,322	143,072	213,250	542,005	事業計画、権利変換計画の作成	
		6	1,625,264	457,717	159,762	76,285	83,477	1,305,740	共同施設整備、公共施設整備	
		7	2,378,529	1,789,255	305,646	136,338	758,582	1,177,963	共同施設整備、公共施設整備	
		小計		5,271,246	3,117,709	825,830	359,795	1,059,913	3,025,708	
小浜市	白鬚地区	57	6,119	6,000	2,000	2,000	2,119		A調査	
		58	8,169	5,100	1,700	1,700	4,769		B調査	
		60	22,100	22,100	10,300	3,683	4,417	3,700	事業計画の作成、地盤調査	
		61	91,760	32,500	16,700	5,416	8,614	61,030	権利変換計画の作成	
		62	293,278	261,161	105,032	43,526	56,816	87,904	同上、建築設計	
		63	591,800	442,800	232,470	73,800	136,530	149,000	施設整備	
		元	1,493,062	1,011,556	501,377	158,992	293,855	538,838	同上、土地整備	
		2	1,501,700	1,074,411	84,879	18,328	42,440	1,356,053	共同施設整備、土地整備	
		3	1,558,510	1,551,858	148,982	41,659	74,513	1,293,356	共同施設整備	
		4	3,104,034	3,047,552	394,910	134,738	197,974	2,376,412	同上、公共施設整備	
小計		8,670,532	7,455,038	1,498,350	483,842	822,047	5,866,293			
鯖江市	駅前第1地区	49	10,790	10,790	3,596	3,596	3,598		基本計画の作成	
		50	95,720	90,000	60,000	5,220	30,500		事業計画の作成、物件移転補償等	
		51	560,113	545,529	351,843	35,498	172,772		建築設計、権利変換計画、用地補償	
		52	298,125	293,466	130,512	38,253	129,360		共同施設、公共施設整備	
		小計		964,748	939,785	545,951	82,567	336,230		
	寺町地区	62	12,000	12,000	4,000	4,000	4,000		地区再生計画の作成	
		元	7,499	5,100	1,700	1,700	4,099		A調査	
小計		19,499	17,100	5,700	5,700	8,099				
敦賀市	駅西地区	13	735				735		A調査	
		小計		735				735		

11.【建築物におけるバリアフリー法(旧ハートビル法を含む)による認定件数】

年 度		17		18		19	
対 象 施 設		受 理 件 数	認 定 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数
No.	用 途						
1	病院・診療所						
2	劇場・観覧場 映画館・演芸場						
3	集会場 公会堂						
4	展示場						
5	百貨店・マーケット その他の物品販売業を営む店舗	1	1				
6	ホテル・旅館						
7	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの						
8	体育館・水泳場 ボート場・遊技場						
9	博物館・美術館・図書館						
10	公衆浴場						
11	飲食店(バー、キャバレー類は含めない)						
12	理髪店・クリーニング取次店・質屋 貸衣装屋・銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
13	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物(旅客の乗降又は待合い用)						
14	一般公共の用に供される自動車車庫						
15	公衆便所						
16	郵便局・保健所・税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物						
計		1	1	0	0	0	0

12.【省エネ法届出・受理件数】

	H17年度		H18年度		H19年度	
	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数
1 ホテル等基準					2	2
2 病院等基準	4	3	3	4	7	7
3 物販店舗等基準	4	4	4	4	6	6
4 事務所等基準	1	1	1	1	1	1
5 学校等基準	2	2	1	1	5	5
6 飲食店等基準						
7 集会所等基準			2	2		
8 工場等基準	10	10	18	18	8	8
9 住宅			2	2	2	2
合 計	21	20	31	32	31	31

13.【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】

年 度		13	14	15	16	17	18	19												
		合	合	合	合	合	合	土 木 事 務 所										福	合	
施 設 区 分		計	計	計	計	計	計	福	三	大	勝	鯖	武	今	朝	敦	小	小	井	計
								井	国	野	山	江	生	立	日	賀	浜	計	市	計
1.官公庁施設																				
2.医療施設		25	21	21	15	25	23	1	2			4				2		9	2	11
3.社会福祉施設		25	27	36	42	30	47		6	3	2	1	10	1		1	3	27	11	38
4.商業施設	物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	18	15	18	15	19	21		2	2		1	3	1		1	4	14	8	22
	飲食店	3	1	2	3	6	2									1		1	1	2
	理容所・美容所	1		1																
	サービス業を営む店舗						1													
5.娯楽施設		5	3	5	4	3	2		1							1		2		2
6.文化施設			1	1		1													1	1
7.体育施設		1	1			1	1												1	1
8.宿泊施設		1	1	2	1	8	3					1						1	1	2
9.教育施設		11	1	2	4		1					1	1		1	1		4	1	5
10.公共交通機関施設		2		1																
11.集会施設		16	21	12	15	19	9		1									1	1	2
12.興行・展示施設			1	1	1														1	1
13.環境衛生施設	公衆浴場	2		1	1	1	1													
	公衆便所・火葬場	9			1				1				2					3		3
14.駐車施設						1	2													
15.公益事業施設		2	3	3	2															
16.金融機関施設		9	4	1	4	2	3					2						2	1	3
17.事務所		3	1	1	3	2	1													
18.工場			1	3	3	6	6		1				1					2		2
19.共同住宅等		9	3	6	7	2	6						1			1		2	4	6
20.道路																				
21.都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地																				
22.建物以外の路外駐車場																				
計		142	105	117	121	126	129	1	14	5	2	10	18	2	1	8	7	68	33	101

14.【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】

年 度	市町村	地域名	除 却	建物助成	摘 要
47	福井市	金屋町	10	-	
48	福井市	金屋町外	1	8	金屋町、浄教寺町
	武生市	安戸町	1	1	
	今庄町	今庄外	6	6	今庄、杉谷、榎谷、古木、合波
	計	-	8	15	
49	福井市	山奥町外	2	3	山奥町、月見町
	武生市	安戸町	1	1	
	小浜市	金屋町	1	1	
	今庄町	湯尾外	2	1	湯尾、二ッ屋
	上中町	河 内	1	-	
	河野村	横 瀬	1	1	
計	-	8	7		
50	福井市	月見町	1	1	
51	福井市	安波賀外	2	2	安波賀町、浄教寺町
	今庄町	杣木俣外	2	2	杣木俣、八乙女
	計	-	4	4	
52	福井市	国見外	3	2	国見町、北山町
	武生市	安土町	1	1	
	小浜市	粟田外	2	2	粟田、上根来
	今庄町	二ッ屋	1	1	
	計	-	7	6	
53	鯖江市	長泉寺町	1	1	
	和泉村	朝 日	1	1	
	計	-	2	2	
54	-	-	0	0	
55	小浜市	黒 駒	1	1	
56	小浜市	栗 田	1	1	
	和泉村	朝 日	1	0	
	清水町	笹 谷	1	1	
	計	-	3	2	
57～62	-	-	0	0	
63	今庄町	八乙女	1	1	
元	-	-	0	0	
2	芦原町	牛 山	1	1	
3～19	-	-	0	0	
合 計		36 地域	46	40	

15.【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】

(1) 優良宅地

年度	認定区分	件数	面積 (m ²)	宅地面積別内訳			
				0.3ha未満	0.3～1ha	1～6ha	6ha以上
8	認定	45	88,875	45	-	-	-
	証明	47	99,455	46	-	1	-
9	認定	30	77,014	30	-	-	-
	証明	33	85,366	33	-	-	-
10	認定	35	61,240	35	-	-	-
	証明	35	63,156	35	-	-	-
11	認定	31	60,612	31	-	-	-
	証明	30	59,545	30	-	-	-
12	認定	29	61,475	29	-	-	-
	証明	20	36,202	20	-	-	-
13	認定	12	26,842	12	-	-	-
	証明	15	30,722	15	-	-	-
14	認定	16	32,254	16	-	-	-
	証明	14	28,359	14	-	-	-
15	認定	8	13,749	8	-	-	-
	証明	6	10,031	6	-	-	-
16	認定	13	28,562	12	1	-	-
	証明	9	21,942	8	1	-	-
17	認定	3	6,108	3	-	-	-
	証明	2	4,776	2	-	-	-
18	認定	1	1,263	1	-	-	-
	証明	2	2,595	2	-	-	-
19	認定	2	3,087	2	-	-	-
	証明	2	3,087	2	-	-	-

認定区分欄における、「認定」は宅地造成の前に行う書類審査合格後の認定書交付件数を、「証明」は宅地造成の完了後に行う現場検査合格後の証明書交付件数をそれぞれ示す。

(2) 優良住宅

年度	件数	戸数	面積 (m ²)	床面積別内訳			
				100m ² 未満	100～500m ²	500～2,000m ²	2,000m ² 以上
8	0	0	0	-	-	-	-
9	0	0	0	-	-	-	-
10	0	0	0	-	-	-	-
11	0	0	0	-	-	-	-
12	0	0	0	-	-	-	-
13	0	0	0	-	-	-	-
14	0	0	0	-	-	-	-
15	0	0	0	-	-	-	-
16	0	0	0	-	-	-	-
17	0	0	0	-	-	-	-
18	0	0	0	-	-	-	-
19	0	0	0	-	-	-	-

16.【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】

(1) 宅地建物取引主任者の資格試験・資格登録・主任者証交付の実施状況

宅地建物取引主任者になるには、都道府県知事が委任した指定試験機関が行う資格試験に合格し、登録を受けることが必要。

〔資格試験：宅地建物取引業法 第16条～17条〕

〔資格登録：宅地建物取引業法 第18条〕

主任者証の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第22条の2〕

(各年度末日現在)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
資格試験	受験申込者	886	848	842	800	823	
	受験者	709	680	682	608	625	
	合格者	109	105	99	97	100	
	合格率(%)	15.4	15.4	14.5	16.0	75.9	
登録	新規	89	73	83	98	68	
	転入	6	4	1	0	0	
	転出他	10	9	6	2	3	
	総登録者数	2,535	2,603	2,681	2,777	2,845	
主任者証	交付	新規	112	88	106	97	90
		更新	326	335	259	40	177
		計	438	423	365	137	267
	総保有者数	1,515	1,480	1,500	1,574	1,625	

(2) 宅地建物取引業者の免許登録者数

宅地若しくは建物の売買、交換・貸借の媒介の行為を業として行う場合必要。

業者免許登録の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第3条〕

(各年度末日現在)

免許区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国土交通大臣免許	法人	10	9	10	10	9
福井県知事免許	法人	478	475	469	448	443
	個人	118	116	118	116	115
	計	596	591	587	564	558
合計		606	600	597	574	567
知事免許の業者登録内訳	新規	25	16	18	25	26
	更新	193	12	18	137	134
	期限切れ	5	1	2	15	9
	廃業他	19	20	20	33	22

17.【住宅施策の取り組み状況】

主 な 施 策	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市町村住宅マスタープランの策定	福井市策定	-	敦賀市策定	-	大野市策定	美浜町策定	美山町策定 福井市改訂	-	-	-	-	坂井市
持家づくり資金利子補給制度	高耐震住宅・二世帯住宅をメニューに追加		ハリアリ住宅を基礎要件に、要介護対応住宅をメニューに追加		高耐震住宅を基礎要件に、再生資材使用を要件に追加							
ゆとりと安心の住まい支援事業(H18～) 良質住宅普及促進事業(H15～H17)								性能表示制度を利用した補助金制度			木造住宅に限定、県産材・技術要件等変更	性能表示制度を不要とし、性能保証制度を要件
地域優良分譲住宅利子補給制度	高耐震住宅をメニューに追加		ハリアリ住宅を基礎要件に追加		高耐震住宅を基礎要件に、再生資材使用を要件に追加			性能表示制度を利用した要件に変更				
屋根融雪化促進事業	(H元～)			施策対象の明確化(DID又は高齢者のみ世帯等)								
太陽光発電等住宅設備設置促進事業								太陽光発電、屋根融雪等の住宅設備設置に対し補助				
宅地供給促進事業	住宅供給公社(花乃杜ハイツ)鳩田町、朝日町	住宅供給公社(花乃杜ハイツ)		勤労者住宅協会(レインボー岬)南条桜町			勤労者住宅協会(鳥羽)今庄町(南今庄)					
住情報提供事業	(H6～)											
住まいの相談事業					FAX・E-mailでも受付開始							
住まいの情報展開催事業												
住宅産業近代化推進事業(計画7年度策定)	営業関連	設計施工関連	現場管理関連	維持管理関連	福井市・鯖江市・今立町でモデル住宅建設・展示	福井市・敦賀市・細田町でモデル住宅建設・展示	福井市・大野市・上中町でモデル住宅建設・展示	小浜市・丸岡町・河野村でモデル住宅建設・展示	福井市・大野市・勝山市でモデル住宅建設・展示			
モデル住宅の建設												
木造技術者向け講習会の実施					3回実施(設計施工)	3回(現場管理)	3回(維持管理)					
建築物安全安心推進事業												
被災建築物応急危険度判定の整備				協議会設立	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	講習会の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施
公営住宅の供給(建替事業)	163戸	127戸	135戸	64戸	28戸	142戸	74戸	119戸	61戸	0戸	0戸	27戸
既設公営住宅改善事業			40戸	66戸	0戸	85戸	133戸	124戸	46戸	64戸	45戸	187戸
特定優良賃貸住宅供給促進事業	35戸 武生市・鯖江市	15戸 鯖江市			24戸 大野市	6戸 敦賀市	0戸	8戸 敦賀市	14戸 敦賀市	6戸 敦賀市	10戸 敦賀市	
特定公共賃貸住宅の供給	3戸	5戸	31戸	12戸	4戸	9戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給制度	39戸	24戸	40戸	8戸	18戸	0戸	0戸	0戸				
特定借上・買取型公共賃貸住宅の供給												
シルバーハウジングプロジェクト						26戸 福井市	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
高齢者向け優良賃貸住宅整備促進事業					43戸 敦賀市・大野市	0戸	0戸	0戸		10戸 敦賀市	26戸 越前市	80戸 越前市
街なみ環境整備事業	武生市 京町地区 武生市 蓬萊地区	(H3～) (H7～)					大野市 城下町地区					
市街地再開発事業	福井市 三の丸地区	(H元～) 福井市 手寄地区					敦賀市 敦賀駅西地区			福井市 福井駅西口 中央地区		
住宅市街地基盤整備事業	10団地	10団地	6団地	4団地	4団地	4団地	3団地	3団地	2団地	2団地	2団地	2団地
環境共生住宅普及啓発事業												
被災者住宅再建補助金												
被災者住宅再建資金無利子貸付事業												

18.【住宅・土地統計調査および住宅需要実態調査】

(1)住宅・土地統計調査 (平成15年実施)

《 福井県の所有関係別 住宅数、世帯数、世帯人員 》

住宅の所有関係	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅あたりの延床面積 (㎡)	
持家	192,200	192,700	684,800	173.71	
借家	公営住宅	8,500	8,500	20,000	53.69
	公団・公社住宅	1,500	1,500	4,100	45.87
	民営住宅	40,100	40,100	78,200	55.76
	給与住宅	7,400	7,800	15,800	62.14
	借家計	57,500	57,900	118,100 ²	56.03
合計 ¹	249,700	250,600	802,900	146.62	

1 住宅・土地統計調査では、住宅の所有関係「不詳」を含むため、値は一致しない。

2 住宅・土地統計調査は標本調査による推定値であるため10位を四捨五入して100位までを有効数字としている。そのため、借家の合計値は計算値と一致しない。

(2)住宅需要実態調査 (平成15年実施)

《 福井県の所有関係別 住宅・住環境に対する評価 》

(単位：%)

住宅の所有関係	合計	住宅に対する評価					住環境に対する評価				
		満足	まあ満足	多少不満	非常に不満	不明	満足	まあ満足	多少不満	非常に不満	不明
持家	100.0 (192,200)	13.9	46.1	32.7	5.6	1.7	16.0	54.9	22.9	4.2	2.0
借家	公営住宅 (8,500)	17.1	33.3	40.1	9.0	0.5	9.2	49.9	33.0	4.4	3.5
	公団・公社住宅 (1,500)	1.8	32.4	37.2	28.7	0.0	8.7	52.2	35.4	3.7	0.0
	民営住宅 (40,100)	7.9	40.2	38.7	11.1	2.2	11.9	53.4	26.8	4.9	3.0
	給与住宅 (7,400)	4.7	52.9	33.6	8.9	0.0	7.9	58.3	25.7	5.2	2.9
	借家計 (57,500)	8.7	40.4	38.1	11.3	1.4	10.7	53.5	28.2	4.7	2.9
その他・不明 (3,000)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	
総数 (252,700)	12.9	45.0	33.8	6.6	1.7	15.1	54.5	23.9	4.2	2.3	

()内の数値は、実数、単位：世帯

19. 【福井県持家づくり資金利子補給 選定件数】

(平成20年3月31日現在)

(単位:件)

区分 年度	個人住宅取得資金													増改築資金						
	合計	地域 優良	克雪	県産 使用	バリア 耐震	高 耐震	二 世帯	要 介護	新規 持家	持家 取得	持家 バリア	持家 バリア 高耐震	中古	合計	克雪	県産 使用	二 世帯	心障 同居	バリア	高 耐震
61	197	7	24	89				77						1	1					
62	494	18	48	203				225						11	3	4	2	2		
63	495	12	36	202				245						7	1	5		1		
元	584	11	29	229				315						7		7				
2	419	15	23						381					1				1		
3	492	10	26						456					2			1	1		
4	625	40	27		6				552					5			3	2		
5	1,101	42	76		33				937			13		4			3	1		
6	990	29	86		92				774					9	6		2	1	3	
7	1,608	52	119		699				725			13		10			6	1	3	
8	1,667	74	61		1,042				481					9	5		3		2	
9	1,331	45	34		940	36	3		268					3					3	
10 (旧)	994	16	22		767	49	11		126					3			1		2	
10 (新)	698	35	27			253	34	47		299				3	5		1		4	
11	1,889	68	64		36	944	21	92		664				7			3		3	1
12 (#1)	439	38	31		11	33	10	37			279			1					1	
13	84	8	4					16			55	1		-						
14 (#2)	19	2	1					2			14			-						
15 (#3)	1										1			-						
16~	-													-						
合計	14,127	522	738	723	3,626	1,315	79	194	862	4,700	963	349	56	78	4	17	25	10	21	1

《語句説明》

地域優良 : 地域優良木造住宅

克雪 : 克雪住宅

県産使用 : 県産材使用住宅

バリア : バリアフリー - 住宅 (高齢者住宅)

高耐震 : 高耐震住宅

二世帯 : 二世帯住宅

要介護 : 要介護対応住宅

新規持家 : 新規建設 (購入) の持家住宅取得

持家取得 : 持家住宅取得

中古 : 中古住宅

心障同居 : 心身障害者同居住宅

注 : 平成10年10月1日より制度が改正され、利子補給の基礎要件が持家取得 + バリアフリー - 住宅となった。

10 (旧)は制度改正前、10 (新)は制度改正後の適用戸数を示す。

平成11、12年度のバリアフリー住宅の欄の件数は、平成10年9月30日以前に選定を受けた建売住宅等で平成11、12年度に購入され申込みがあったものを指す。

#1 平成12年度より利子補給対象額は住宅金融公庫借入残高1,000万円を上限とした。

平成12年度より利子補給の基礎要件が持家取得 + バリアフリー住宅 + 高耐震住宅となった。

平成12年度の高耐震住宅の欄の件数は、平成12年3月31日以前に選定を受けた建売住宅等で

平成12年度に購入され申込みがあったものを指す。

#2 平成14年度より中古住宅、心身障害者同居住宅を廃止した。

平成14年度末をもって、新規申込み受付を終了。

#3 平成15年度の申込みは、平成15年3月31日以前に選定を受けた建売住宅である。

20. 【福井県良質住宅普及促進事業 選定件数】

(平成17年度末をもって、新規申込み受付を終了。) (平成20年3月31日現在)
(単位:件)

年度	合計	基礎要件のみ	基礎要件+上質要件				
			克雪	地域木造	二世帯	次世代断熱	
15	24	3	21	2	0	0	19
16	204	3	201	4	0	1	196
17	304	3	301	5	0	0	296
合計	532	9	523	11	0	1	511

21. 【木造住宅耐震診断促進事業 診断実績戸数】

(平成17年4月1日~) (平成20年3月31日現在)
(単位:戸)

市町名	17年度	18年度	19年度	合計
福井市	156	145	150	451
敦賀市	50	50	70	170
小浜市	20	20	20	60
大野市	20	20	20	60
勝山市	14	14	14	42
鯖江市	40	40	40	120
あわら市	20	20	20	60
越前市	42	61	50	153
坂井市	42	48	48	138
永平寺町	22	22	22	66
池田町	0	4	4	8
南越前町	6	6	6	18
越前町	12	12	12	36
美浜町	6	6	6	18
高浜町	20	20	6	46
おおい町	6	6	6	18
若狭町	6	6	6	18
合計	482	500	500	1,482

診断対象: 昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て木造住宅

22. 【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】

(平成17年度末をもって、新規申込み受付を終了。) (平成20年3月31日現在)
(単位:件)

年度		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	合計
		限度額2,000万円	限度額1,000万円	限度額300万円	限度額300万円	
16	8月~H17.3月	10	19	3	85	117
17	4月~H18.3月	3	10		16	29
合計		13	29	3	101	146

要件

利子補給対象者 自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた被災者で、自らの居住の用に供するために、補修または同一市町村内に住宅を新築、購入し当該住宅を所有する者

23. 【福井県ゆとりと安心の住まい支援事業 選定件数】

(平成18年4月1日~) (平成20年3月31日現在)
(単位:件)

年度	合計	基礎要件のみ	基礎要件+上質要件			
			克雪	二世帯	次世代断熱	
18	20	4	16	5	4	7
19	20	10	10	2	3	5
合計	20	4	16	5	4	7

平成19年8月1日から制度が一部改正され、住宅性能表示制度による住宅性能評価書を不要とし、性能保証住宅とすることを要件とした。

24.【住宅市街地基盤整備事業（旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】

(1)平成19年度採択事業

(単位：百万円)

事業主体	住宅建設 ・ 宅地開発	新規 ・ 継続	団地名	施設名	種別	工種	事業費	(国費)
福井県	宅地開発	継続	森田北東部 土地区画整理	一級芳野川	河川	広域基幹	100.0	(50.0)
			市場周辺 土地区画整理	一級底喰川	河川	広域基幹	38.5	(19.3)
福井市	"	"	森田北東部 土地区画整理	下森田上野本町線	区画整理	公共	222.8	(111.4)
			"	上野本町森田新保線	区画整理	公共	173.2	(86.6)
合計			2 団地	4 施設			534.5	(267.3)

上表の事業費（国費）は、当初配分額および補正配分の合計額。

(2)年度別事業費（事業主体別・施設別）

・住宅建設関連事業（住宅局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	53～19年度			
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	
福井県	道路	3,067.0 (1,624.2)	()	()	()
	街路	1,318.5 (870.0)	()	()	()
	河川	16,071.0 (7,943.0)	()	()	()
敦賀市	街路	610.0 (395.5)	()	()	()
	公園	70.0 (35.0)	()	()	()
鯖江市	街路	1,050.0 (700.0)	()	()	()
三国町	道路	327.6 (218.4)	()	()	()
	公園	26.0 (13.0)	()	()	()
金津町	公水	167.0 (91.8)	()	()	()
	公園	42.0 (21.0)	()	()	()
清水町	道路	468.0 (234.0)	()	()	()
小計		23,217.1 (12,145.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

事業費（国費）

・宅地開発関連事業（土地・水資源局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	53～19年度			
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	
福井県	道路	2,679.6 (1,367.3)	()	()	()
	街路	6,431.0 (3,469.7)	()	()	()
	河川	27,964.5 (14,215.5)	118.0 (59.0)	72.0 (36.0)	138.5 (69.3)
	砂防	654.0 (358.5)	()	()	()
福井市	街路	3,637.7 (2,117.5)	()	()	()
	区画	6,078.0 (3,181.7)	974.0 (487.0)	381.0 (190.5)	396.0 (198.0)
	公園	2,022.0 (999.0)	()	()	()
	河川	2,574.0 (877.0)	()	()	()
敦賀市	道路	250.0 (125.0)	()	()	()
	街路	1,406.8 (830.0)	()	()	()
武生市	街路	1,270.0 (651.0)	()	()	()
	河川	1,161.0 (387.0)	()	()	()
	公園	835.0 (344.0)	()	()	()
大野市	区画	260.0 (130.0)	()	()	()
	街路	1,040.0 (683.4)	()	()	()
	公園	125.0 (67.7)	()	()	()
鯖江市	公園	169.0 (74.0)	()	()	()
	公園	435.0 (182.0)	()	()	()
	街路	1,130.0 (565.0)	()	()	()
三国町	街路	74.0 (37.0)	()	()	()
	道路	13.0 (6.5)	()	()	()
金津町	公水	160.0 (80.0)	()	()	()
	道路	120.0 (60.0)	()	()	()
今立町	区画	240.0 (160.0)	()	()	()
	公園	50.0 (25.0)	()	()	()
小計		60,779.6 (30,993.8)	1,092.0 (546.0)	453.0 (226.5)	534.5 (267.3)

事業費（国費）

・事業費総合計

事業費 総合計	53～19年度			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	83,996.7 (43,098.9)	1,092.0 (546.0)	453.0 (226.5)	534.5 (267.3)

事業費（国費）

25.【住宅金融公庫融資住宅建設状況】

(平成19年度より住宅金融支援機構)

(設計審査合格戸数)

		個人住宅				一般戸建 分譲	賃貸・中高層		小計	住宅改良		雇用 機構	小計
		個人	中古	財形	建売		一般	土地		一般	財形		
19	福井土木事務所												
	三国												
	大野												
	勝山												
	鯖江												
	武生												
	今立												
	朝日	1							1				
	敦賀												
	小浜												
県分小計	1							1					
福井市													
年度計	1							1					
18	福井土木事務所												
	三国	1						1					
	大野												
	勝山												
	鯖江	2						2					
	武生												
	今立												
	朝日												
	敦賀							16	16				
	小浜												
県分小計	3						16	19					
福井市	3							3					
年度計	6						16	22					
17	福井土木事務所	1						1					
	三国	2						2					
	大野										1	1	
	勝山												
	鯖江	5						14	19				
	武生	1							1		1	1	
	今立												
	朝日	1							1				
	敦賀			1				34	35				
	小浜			1					1				
県分小計	10		2				48	60			2	2	
福井市	3		1					4					
年度計	13		3				48	64			2	2	
16	17		4	7			74	102	1			1	
15	55	2	7	7	8		15	94					
14	84		11	19				114	1		1	2	
13	320	2	20	127	28		300	797	2			2	
12	1,321	7	16	171	28		325	1,868	16		14	30	
11	2,387	34	5	214	62	8	438	3,148	55			55	
10	2,124	39	1	192	175	117		2,648	57			57	
9	2,026	18	2	297	361	95		2,799	33			33	
8	3,030	32		309	247	251		3,869	118		58	176	
7	2,433	30	3	292	200	36	11	3,005	129		10	139	
6	2,967	43		301	262	428	30	4,031	297		24	321	
5	2,754	52	7	316	89	593	44	3,855	256		33	289	
4	2,139	34	9	361	67	174	24	2,836	209		14	223	
3	1,673	33	8	385	39	238	24	2,428	163	3	5	171	
2	1,675	32	11	303	116	166	15	2,318	225	1	81	307	
元	1,831	27	7	367	195	28	12	2,467	220	2		222	

28.【公営住宅等管理戸数】（事業主体別・種類別・構造別）

（平成20年3月31日現在）

事業主体	管 理 戸 数												
	公 営 住 宅						改 良 住 宅			特 定 公 共 賃 貸 住 宅			総 数
	準耐火 木造	準耐火 構造	低層 耐火 構造	中高層 耐火 構造	小 計		準耐火 構造	中層 耐火 構造	小 計	木造	中層 耐火 構造	小 計	
	平屋建	2階建	構造	構造			2階建	構造			構造		
福 井 県	88			1,999	2,087		24	24				2,111	
福 井 市	24	28	162	4	1,291	1,509		458	458		30	30	1,997
敦 賀 市	6	168	184		867	1,225	72	406	478		8	8	1,711
小 浜 市	154	20	80	8	306	568							568
大 野 市	52	8	80		33	173					27	27	200
勝 山 市	64				88	152							152
鯖 江 市	28	18	17		411	474					12	12	486
あ わ ら 市	141	50	52		136	379							379
越 前 市	112	80	102	8	575	877							877
坂 井 市	39		24		422	485		184	184		12	12	681
永 平 寺 町	26				121	147					14	14	161
池 田 町										17		17	17
南 越 前 町		12	4		54	70					12	12	82
越 前 町	113	44		10	99	266				5	5	10	276
美 浜 町	26	18	45		159	248	20		20				268
高 浜 町	72	4	38		128	242							242
お お い 町	29				15	44					24	24	68
若 狭 町	30					30							30
市 町 村 計	916	450	788	30	4,705	6,889	92	1,048	1,140	22	144	166	8,195
総 計	1,004	450	788	30	6,704	8,976	92	1,072	1,164	22	144	166	10,306

29.【県営住宅の管理戸数】（団地別・種類別・構造別）

（平成20年3月31日現在）

所在 市町村	団地名	建設 年度	敷地面積 (m ²)		管 理 戸 数				戸数計
			県有地	借地	公 営 住 宅		改良住宅		
					木造	中層 耐火 構造	高層 耐火 構造	中層 耐火 構造	
福井市	町屋	S38～	43,044			339	190	24	553
	幾久	S46	4,668			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上野	S62～H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47～S52	32,496			396			396
	大安寺	S53～S54	5,465			48			48
	下荒井	S54～S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48～S54	19,405			202			202
	計		132,023			1,375	190	24	1,589
大野市	中野	S33		1,692	10				10
勝山市	比島	S31～S32		4,391	8				8
鯖江市	米岡	S37～S38	6,863		30				30
	御幸タウン	H5～H12	37,509			300			300
あわら市	旭	S33		2,063	6				6
越前市	北日野	S52～S53		6,647		80			80
坂井市	霞ヶ丘	H2～H4	5,256			54			54
	松川	S42		2,073	8				8
	中筋	S40～S41		3,219	24				24
高浜町	日置	S40		807	2				2
総計	18団地		181,651	20,892	88	1,809	190	24	2,111
				202,543			2,087		